

實験 鶏 養 鶏
優り本邦に於ける實用上殊に好適せる貯卵法たるを知るなり。

一七〇

二 第二回鶏卵貯藏試験成績(自明治四十二年五月)

一 貯藏法

本回試験に於ては、硫酸曹達十%溶液一種を貯藏液に使用し専ら同液の貯卵力を確んと圖れり。鶏卵貯藏の方法は前回と異なる所なし即ち容量に於て硫酸曹達の一割と煮沸水九割とを陶器製の甕中に入れて混和し木片を以て能く攪拌溶解せしめたる後華氏六十度以下に冷却し豫め清水にて殻面を清拭したる卵を靜に此液の中に入れ液面より下ること、一二寸の所に至るまで堆積す而して卵の上層面には竹籠等を被ひて卵を液面に浮出せざらしめ且つ甕の口は木蓋にて密藏し温度の變化少く住屋の床下に安置したるものなり。

貯藏中は每一箇月に一回甕の中にて卵層と液と共に靜に攪拌して貯藏卵の内外上下各層に互りて其位置を轉換したり。

硫酸曹達二封入一瓶の時價金二十一錢にして之にて十%溶液を製するときは約二升五合(四千九百瓦)即凡そ八十箇の鶏卵を貯藏し得るの液量を生ずるを以て鶏卵一箇に對して金二厘六毛強

に價する貯藏液を使用したるの割合なり。

二 成績

試験に供したる卵数は昨四十一年三月生産の分百二十八箇同四月生産の分百八十四箇同五月生産の分百八十一箇同六月生産の分三百五十九箇同七月生産の分九十二箇同八月生産の分二百五十五箇同九月生産の分四百二十八箇總計千六百二十七箇なり而して第一回去四十一年九月十一日第二回同十月十一日第三回本年一月二十四日の三回に於て各月中旬の生産卵十箇乃至十五箇を選びて其外觀を品評し且破卵して内容を鑑定し貯藏卵の検査を行ひたり其成績を表示すれば左の如し

貯藏卵成績

卵の生産月	貯藏月日	貯藏日數	檢卵數	檢卵月日	完全	完 全 少 く 彈 力 弱 く 多 く 彈 力 強 く 多 く
三 月	五、五	百二十九日	〇〇〇	九月十一日	〇〇〇	〇
四 月	同	同	〇〇〇	同	〇〇〇	〇
五 月	生産即日	百三日乃至百二十九日	〇〇〇	同	七五〇	二二六
六 月	同	七十三日乃至百三日	〇〇〇	同	七五〇	〇二一

右の成績に徴するに檢卵總數百六十五箇中全然腐敗に歸したるものは僅に四箇にして他は皆調理を加へて悉く食用に供し得るものなりと雖も要するに硫酸曹達十%溶液の貯卵力は貯卵日數百六十日以内に於て確實の奏効を爲し既に百九十日以上に及びては稍足らざる所あるが如く貯卵不良と爲り二百日以上に至りては實益上到底貯卵の効果なきことを知るなり。

三 「ヨロビン」効果試験成績

牡畜の繁殖不適なるを陰萎 (Impotenz) と謂ふ鶏に於て、陰萎の實例甚だ多く雄鶏老齡に達し或は壯鶏と雖も健康状態に因り雌鶏に對して交配の念を失ひ或は交配を行ふも精力不充分にし雌鶏の受精作用を確實ならしめざるものある等養鶏に當りて屢々遭遇する所にして殊に貴種なる種禽の飼養に當りて尠からざる損害を被るものなり家畜の陰萎に對しては運動を勵行し飼養管理に其當を得しむる外近來「ヨロビン」劑 (Yohimbium Hydrochloricum) を用ひて之を治し其繁殖の目的を達するに至れりと雖も家畜に在りては未だ其効果如何を確めたるものあるを聞かざるなり故に本場には「ヨロビン」劑の鶏に對する効果を試験し併て其使用の適量を定めんと欲し一昨四十一、五、六兩月に互り「アンダルシヤン」種黒色「ミノルカ」種「パン」色「ローチン」種

ヨロビン
の
効果
成
績

アン
ダル
シヤ
ン種
の
雄
鶏
に
對
す
る
試
験
成
績

黒色
の
種
雄
に
對
す
る
試
験
成
績

の雄鶏各一羽は對して一箇の重量〇・二五グラムある「ヨロビン」錠劑を用ひて第一回の試験を行ひたり其試験成績の詳細左の如し「アンダルシヤン」種雄鶏に對する試験、試験に供したる雄鶏は英國より輸入したる四歳の老鶏にして衰弱甚だしく鶏冠倒狀し顔色種せ殆ど病的外觀を呈したりしが本年五月十一日より同十八日に至る八日間に互り錠劑七箇を服用せしめたるに服藥後一週間に於て顔色鮮紅色を呈し鶏冠直立し羽毛は著るしく光澤を帯び舉動は活潑と爲り服藥前と殆ど其外觀を一變せり而して雌に對する繁殖力に就きては左の如き成績を得たり。

服藥月日	服藥量	第一回檢卵		第二回檢卵		備
		雄に配したる雌數	受精卵	無精卵	受精卵	
自五月十一日 至五月十八日	七錠	三羽	〇	一八	四	第一回は五月八日より六月三日までの生産卵 第二回は六月三日より六月十日までの生産卵

配合雌鶏の生産卵は第二回檢卵後換羽期に至る間まで殆んど全部受精を爲し雄の換羽に罹るに至りて再び受精せざるに至れり。

黒色「ミノルカ」種雄鶏に對する試験、試験に供したる雄鶏は年齢二歳の壯鶏にして明治四十年十月英國より輸入せるものなり本場に到着したる後其健康上些細の異狀を認めざりしと雖も之れに配したる雌鶏は悉く無精卵のみを生産せり六月二十一日より同二十五日に至る五日間に錠劑五

個を服用せしめたるに左の如き成績を得たり。

服薬月日	服薬量	第一回検卵		第二回検卵		備考
		雌に配したる雌数	受精卵	無精卵	受精卵	
自六月二十日 至六月廿五日	五錠	四羽	五	三	七	一
第一回は六月二十五日より七月十日までの生産卵にして六月二十日の卵より受精を始めたなり 第二回は七月十一日より同二十日までの生産卵なり						

第二回検卵後に於ける配合雌鶏の産卵は殆んど全部受精せり。

「パン」色「コーチン」種雄鶏に對する試験、試験に供したる雄鶏は明治四十年十月英國より輸入せる年齢二歳の壯鶏にして本場にて到着したる後其健康上些少の異状を認めざりしと雖も之に配したる雌鶏は悉く無精卵のみを生産せり六月廿日より同二十五日に至る五日間錠劑五個を服用せしめたるに左の如き成績を得たり。

服薬月日	服薬量	第一回検卵		第二回検卵		備考
		雌に配したる雌数	受精卵	無精卵	受精卵	
自六月二十日 至六月廿五日	五錠	四羽	六	二	五	一
第一回は六月廿六日より七月十日までの生産卵にして六月廿七日の卵より受精を始めたなり 第二回は七月十一日より同二十日までの生産卵なり						

第二回検卵後九月末に至るまで配合雌鶏の産卵は殆んど全部受精し雄鶏換羽に罹るに至りて再

パン色コーチン種雄鶏に對する試験

白色コーチン種雄鶏に對する試験

次受精せざるに至れり。

白色「コーチン」種雄鶏に對する試験、試験に供したる雄鶏は明治三十九年十月英國より輸入したる者にして着後健康上異状を認めざりしと雖も之に配したる雌鶏の生産卵は全部受精せざるもののみなり五月十一日より同十七日に至る七日間に錠劑三個を服用せしめたるに左の如き成績を得遂に効果を認むるに至らず服薬量の少きに過ぎたるに因るもの如し。

服薬月日	服薬量	第一回検卵		第二回検卵		備考
		雌に配したる雌数	受精卵	無精卵	受精卵	
自五月十一日 至五月十七日	三錠	三羽	三	六	六	第一回は五月十八日より六月三日までの生産卵なり 第二回は七月二十日

以上少数の鶏に就きて僅に一回の試験を行ひたるのみなるを以て「ヨヒンピン」劑の鶏に對する効果に付遽に斷定を下す能はずと雖も今回試験の成績を綜合考察するときは左の三項の事實に就きては其確實疑ひなきことを明言し得るなり。

「ヨヒンピン」劑は鶏の陰萎に對しても亦其効果確實なること。

一老鶏の場合には「ヨヒンピン」劑一錠に於る「ヨヒンピン」の含量は〇〇・〇五「グラム」なり

十錠、壯鶏の場合には五錠を施用すること。

一壯鶏の場合と雖も五錠以下にては其効果顯著ならざること。

實驗副業養鶏完

第一 家禽業産組合及共同經營の成績及現況

一 桂村養鶏組合(京都)

葛野郡桂村に於て將來産業組合を設立する目的を以て明治四十一年二月本組合を組織し村内に名古屋コーチン種を配布し奨励したる結果目下他の雜種鶏を全廢するに至る且其の産卵は共同販賣を爲し成績良好なり、組合員の飼育戸数は十羽未満一九七戸十羽以上五十羽未満五三戸五十羽以上百羽未満二五戸百羽以上三三戸あり。

二 小坂山ノ内卵をためる會(神奈川縣鎌倉)

發起人小泉權兵衛明治四十年四月靜岡縣加茂郡稻取村を視察し又明治四十一年二月下旬同縣同郡元稻取村長田村又吉翁の巡回講話を聴き而して報徳會第一回夏期講演會へ出席し副業の奨励と人心を作興するは刻下の急務なるを認めたる折柄青森縣下北郡大畑村「卵タメル會」を模範として同四十一年四月之を創立せり毎月一株に付鶏卵五個の賣却代金を貯蓄利殖し各自の株數に應じ分配する組織にて種々の困難を排し其の發達を期しつゝあり會員七十名株數三百毎月千五百個の鶏

桂村養鶏組合

小坂山ノ内卵をためる會

卵を集め貯金高四百圓に達せり而して現在會員の飼育する鶏種は「名古屋ローチン」を最とし「白色レックホーン」「褐色レックホーン」「黒色ミノルカ」「横班プリモースロック」之に亞き、其他純粋種六拾羽雜種八百羽を飼養し又模範家禽舎一棟を建築せり。

三 四三川村信用組合(新潟縣佐渡郡)

明治四十年一月の設立にして組合員其の鶏卵を販賣して代價を蓄積するを目的とし組合員は出資一口に付毎日鶏卵一個づつ一ヶ月三十個に對する金額を組合へ貯金する義務あるものとす。鶏卵は其の重量に依り價格を定め之を販賣するには豫め商人と特約し組合員各自に通帳を渡し置き之に各自の卵量卵數價格を記入し計算に便す現今漸次加入者を増加するの狀況なり。

四 長岡蓄産社(長岡市宇麻野)

本社は長岡市、古志郡、三島郡に於ける三十五名の有志者を以て組織し資本金參千五百圓鶏舎三棟を有し各種の種禽を備ひて之を播種し老僕一人を使役して食卵は需用者の各戸に毎日配達し肉用鶏及び鶯は洋食店、料理店に販賣し種卵種鶏は希望者に分譲するの外果樹及び桐樹桑樹を栽

植して副業とせり、一ヶ年の利益金貳百拾四圓なりと云ふ。

將來解卵室、育雛室を新築し鶏舎を増築し尙同志者と相謀り養鶏販賣組合を組織し以て鶏卵肉の共同販賣及び飼料、器具、鶏藥品等の共同購入をなすべく計畫中又家禽事業の整頓を待て養豚養牛を爲さんと企圖しつつあり。

五 入間郡農會(埼玉縣)

明治四十年十一月より「ミノルカ」「プリモースロック」「オービントン」「ハンパーク」の各種禽を飼育し各町村農會に種卵を配布すること五十三ヶ町村、卵數四百二十四個、養鶏家に對し拂下を爲したるもの百四個其他種禽を配布し斯業の改善を圖れり現今入間郡に於て種禽委託規程を設け飼養せる各種禽を町村農會及個人に配布し普及を計りつつあり。

六 宗岡村養鶏改良協會(埼玉縣入間郡)

明治四十一年六月以來各種の種禽を飼育して之を組合員に配布し生産物は共同販賣を爲し自己販賣に比し二割強の利益あり現今組合員四十二名成鶏一千羽を有せり。

七 潮止村農會(埼玉縣南埼玉郡)

潮止村農會

明治四十二年以來種卵及び種鶏を廉價配布し獎勵したる結果毎戸一ケ年の収入六十圓以上を示し爲めに諸税の滞納者なからしむるに至りしと同村に於ける百羽の養鶏損益を見るに純益金百拾六圓二十六錢を示せり。

八 桐生鶏友俱樂部(群馬縣)

桐生鶏友俱樂部

山田郡桐生町にあり有志者十五名の團體にして各地より純良種を購入して之を飼育し其の生産の種鶏、種卵は實費を以て希望者に分譲し以て斯業の發達に資しつゝあり。

九 東養鶏組合(千葉縣茂原郡)

東養鶏組合

現約を定め役員を置き種卵及び飼料等を共同購買し組合員毎戸十羽乃至五六十羽を飼養す、産卵は毎月第一日曜日にて一定の場所に集め之を競賣し其の金額の内貳拾錢以上拾圓以内に於て貯蓄せしむ(五ヶ年間は拂戻を許さず)現時組合員五十余名毎月の産卵高三十圓以上組合員の貯金

千貳百圓以上に達せり産卵價格に個人賣買に比し一貫匁に付金五錢乃至七錢の高價を示し成績良好なり。

一〇 匝瑳郡養鶏協會(千葉縣)

匝瑳郡養鶏協會

各町村に支部を置き會員は規約に基き種禽の設備、種卵の配布「母鶏若くは養鶏器具の無料貸借」品評會又は講話會開設「種卵育雛等の器具購入」の事項を共同經營し、設立日淺きに拘らず着々種類改善せられ産卵額増加の状況なり。

一一 千葉縣農會(千葉縣)

千葉縣農會

専ら種禽種卵を購入して孵化育雛に努め郡内各町村に十戸乃至二十戸位を一團體と爲し家禽改良組合を設けしめ一組合員に對し(雛孵化後九十日)一番つゝ無代配付を爲せり現時小組合十二に達し種類の一定及び改善上効果著し。

一二 安濃郡畜産組合(三重縣)

第一 家畜産産養組合及共同經營の成績及現況

飼料の共同購入、産卵、廢鶏、鶏糞等の共同販賣を爲す目的を以て明治四十年安濃郡新町大字刑部の同業者一團となり(戸數約十七戸)之を組織せり一戸の飼養數五十羽至乃六百羽に達し其の成績の良好なるものは飼養五十にて一ヶ月優に十圓内外を得たる者あり最近一ヶ年の成績に依るに組合員(十一名)の成鶏三千三百五羽價額二千三百六十四圓産卵數三十五萬四千〇八十個價額八千八百五十二圓に上れりと云ふ。

一三 尾張物産鶏卵問屋同業組合(愛知縣)

明治三十七年二月の設立にして名古屋市中島、東春日井、西春日井、丹羽の四郡を以て組織し事務所を縣下中島郡一宮町大字下馬町に置く設立以來同業者間紛擾を來せしことありしも近來は能く圓滿に共同の實を擧げ去る明治四十年度の如きは組合員の縣外輸出額四十五萬貳千有餘圓の多きに上れり最近四ヶ年に於ける鶏卵検査成績は左の如し(箱數)

明治三十七年	四六、一〇二
明治三十八年	四九、八三四
明治三十九年	六九、五二四

明治四十年	七三、二二七
-------	--------

一四 大濱家禽組合(愛知縣碧海郡)

從來地方に於ては鶏卵に一定の標準なく常に仲買人の爲め利益を壟斷せらるゝ状態なりしを以て同志者相計り南碧養鶏組合を組織し各自金貳圓づゝの出資を爲し糶賣市場を開きしが漸次良成績を擧ぐると共に資金増加の必要を認め明治四十一年一月一日出資金五圓に増加し組合名稱を改め以て今日に至れり而して市場は毎月六回三八の日を以て開市し組合員の生産したる鶏卵を毎開市の日組合事務所に集め確實なる商人に公入札の方法に依り販賣し代金は組合員の提供せし數量に應じ精算を爲し組合員よりは販賣價格一圓に付金二錢五厘の手數料を徴收す。

斯の如く市場の開設に依り鶏卵は所謂公定相場を以て販賣せられ一貫匁に付五十匁以上の利益を擧ぐるに至り組合愈々發達し進んで飼料の如きも共同購入を爲す等直接間接に營業者の受くる利益大なるものあり目下組合員五十餘名將來産業組合法に依り大濱家禽生産購買販賣組合設置の計畫なりと云ふ設置以來の販賣高及び價額は左の如し

年次	數量	價額
第一	家禽産業組合及共同經營の成績及現況	七

附 録

明治四十年
明治四十一年

一、七二七、一〇〇
二、五二八、〇〇〇
二、七四八、〇〇〇
三、六四三、〇〇〇

一五 畝澤養鶏組合(山梨縣)

明治四十一年十月の設立にして組合員四十二名を有し、實用鶏種の指定ニ、種卵種禽の分譲及び紹介三、共同孵化四、養鶏に関する講話及指導五、家禽品評會開設等の事業を行ふ。

一六 御嵩町種禽場(岐阜縣可兒郡)

種禽種卵の配付を目的とし字北町に設置し「ナゴヤコーチン」「ミノルカ」「アンダルシヤン」「褐色レグホーン」「白色レグホーン」の種卵を農商務省種畜牧場及縣立農林學校より拂下之を孵化飼育し成績稍々良好なりと云ふ。

一七 八幡原農園(長野縣東筑摩郡藤丘村)

本園は明治三十七年の創設にして果樹、蔬菜、養豚等の業を行ふの傍ら家禽業の經營を爲し種

畝澤養鶏組合

御嵩町種禽所

八幡原農園

南鴨養鶏組合

浦谷養鶏組合

類の撰擇、飼育法、貯卵法等を講し斯業の發達に勉めつゝあり明治三十七年十二月より四十年十二月に至る三ヶ年間の支出は七百七十四圓四十八錢收入は六百十六圓二十九錢にして差引五十八圓餘の支出超過なりと雖も四十年度末に於ける成鶏百七羽雛三十一羽此金百八十餘圓と鶏糞二千五百貫此代金十圓六十錢にて百五十五圓を合算すれば百三十餘圓の利益ありしと云ふ。

一八 南鴨組養鶏組合(長野縣高井郡)

明治四十年十二月の創立にして現今組合員拾貳名を有せり、現今三割以上の收益あり將來は總て之を蓄積するの目的を以て各自熱心に努めつゝあり。

一九 浦谷養鶏組合(宮城縣)

明治三十七年浦谷鶏友會を設立し次て養鶏改良種の一定期する爲め本組合を設立せり僅々一ヶ年にして組合員百七十名の多きに達せるを以て翌年總會の議決を經鶏卵の共同販賣組合を組織し數名の集配人を置きて毎週一回集卵し之を鶏卵問屋に競賣し純益金は銀行に預け利殖を計り年一回決算報告し現に金二十圓餘積立金を有し成績良好なり。

第一 家禽養産業組合及共同經營の成績及現況

二〇 南郷養鶏組合 (宮城県)

明治三十八年十二月の創立にして組合員五十名を有し産卵は北海道、東京、仙臺等に販路を求め一面組合員は勿論組合員外と雖も良種卵十個或は二十個を無償交付し又郵便貯金を奨励し産卵売上金の一割を貯金せしめ現在額百餘圓に達せり爾來組合員及び産卵増加し目下東京市に特約店を設くる計畫を立たり。

二一 小野養鶏組合 (宮城県)

目下組合戸數百五十を有し成績良好なり、初め石垣、安倍氏等相謀りて企畫し毎戸を勧誘し組合員を募集せり其の鶏の購入及飼養の資なき者には夫々適當の方法を講し以て之れか買入飼養をなさしむ而して組合一戸に付三羽乃至三羽以上の豫定を以て飼養せしめ組合戸數五百八十餘に達し本年春期を以て各戸に豫定の如く飼養せしめたり産卵売上金は之を組合主事に預入せしめ適當の方法を以て預金利殖の道を講しつゝあり。

二二 平町愛禽舎 (福島縣石城郡)

明治四十年十二月創立同志者四十名の共同經營に係るものにして同町字南町に家禽賣買市場を開き毎月三回競賣を實施せしに最初は僅に百羽内外の出品に過ぎざりしも爾來日を逐ふて隆盛に赴き現今は毎月六回の開市となり毎市三百羽内外の賣買を見るに至れり出品者は全部に亘りしのみならず雙葉郡及び茨城縣多賀郡の一部に及ぶ。

二三 西白河郡家禽會 (福島縣)

明治四十一年一月第一回家禽品評會を開催し續て本會を設置し全年七月再び家禽品評會を開き同時に斯業に經驗ある知名の士を聘して講話會を開き獎勵の道を講ずる等其成績見るべきものあり又本會は毎年一回以上家禽市場を開催す。

二四 福島市家禽俱樂部 (福島縣)

明治四十一年二月の創立にして會員六十七名家禽品評會を毎年一回全市場を毎年一回以上開催

第一 家禽養産組合及共同經營の成績及現況

南郷養鶏組合

小野養鶏組合

平町愛禽舎

西白河郡家禽會

福島市家禽俱樂部

し及び講話會を開き生産物及び消費物の紹介を爲す。

二五

有限責任 小良濱家禽購買組合(福島縣双葉郡)

明治四十一年八月設立組合員一名にて多きは四十羽少くも七羽以上を飼養し現に二百八十一羽に達せり産卵は特に組合長に於て取纏め販賣し普通價格より一割乃至一割五分の高價取引をなせり設立後十一月迄廢禽及び産卵の賣買金高四十二圓九十七錢に上り種類は「モノルカ」を主とし其他「ロングキーン」、「アングダルシヤン」等なり。

二六

富岡家禽賣買所(福島縣双葉郡)

種禽の交換雜の賣買及び食用鶏の賣買を目的とし明治四十二年十月創立せり一ヶ月二回(八日、二十三日)定日開市し賣買所を富岡町大字小沼字驛跡に置き附近各町村飼養者に於て持寄り購買法に依り取引をなす、食用鶏の買受人は重に石城郡平町及小高町地方より來集す事務所費として賣買價格の一割の手數料を徴せり十一月まで第五回を累ね其賣買高一千二百二十二羽代金三百四十圓三錢に達す。

有限責任
小良濱家
禽購買組
合

富岡家
禽賣買所

二七

岩手家禽協會(岩手縣)

明治四十一年九月盛岡市に創設せらる管内養鶏家並びに斯業熱心者を以て組織し一、家禽品評會の開催二、家禽の改良發達に關する講話會三、種禽場を設置四、種禽種卵の交換五、其他斯業に關する生産消費物の紹介等の専業を行ふ。

岩手家
禽協
會

二八

一戸二扇家禽協會(岩手縣)

明治三十八年二月郡一戸町に創立せらる主として地方に適する家禽を飼育蕃殖し之か種禽種卵の譲與を爲す、同會の地方家禽界に及せる効果を擧ぐれば左の如し。

一戸二扇
家
禽協
會

- 一、地方の家禽熱を大に昂進せしめたること。
- 二、在來種即ち地鶏の跡を殆んど絶たしめたること。
- 三、地方の養鶏は二三年前に比し其の羽數に於て約十倍産卵數に於て約二十倍以上の増加を來せしこと。
- 四、現今地方に於て飼養する實用鶏は九分通り該會の蕃殖に係るものなること。

五、明治四十年四月舉行の二戸郡家禽品評會に於ける受賞鶏は殆んど全部該會に於て分譲したる種卵より孵化せるものなること

二九 輕米家禽協會(若手縣)

明治三十一年一月九戸郡輕米村に創設せられたる事項を實行す。

- 一、家禽の羽籍を設けること。
- 二、種禽及び種卵を購入すること。
- 三、家禽共進會を開設すること。
- 四、家禽及び卵を競賣すること。

三〇 石鳥谷家禽會(若手縣)

明治四十一年神貫郡好地村に設立せられ毎年春秋二回家禽品評會並びに市場を開き良種卵を會員に分與し又時々集合して家禽に關する研究をなし名士を招聘して講話を乞ふ等専ら家禽の改良に力じ。

輕米家禽協會

石鳥谷家禽協會

三一 若柳村鶏卵蓄積組合(若手縣)

明治四十一年九月 東宮殿下の行啓を記念する爲め膽澤郡若柳村に設立せらる洋鶏一番以上飼養せる者を以て組織し其の生産したる卵を共同販賣し之を貯蓄す面して組合員は組合長の定めたる順番に依り毎日組合員の各戸を廻り一番飼養せる者より鶏卵一個宛の割合を以て取立て販賣して貯蓄するものにして尚ほ組合員に對し洋種鶏買入其他養鶏上必要なる費用を年一割の利率にて貸付く。

若柳村鶏卵蓄積組合

三二 石江家禽購買販賣組合(青森縣)

明治四十年七月の設立にして種鶏種卵を購買し各組合員生業の傍ら孵化育雛に従事し成鶏生卵は直接需用者に販賣し其の利益は全部貯蓄となせり現今飼養鶏の種類は十種組合員一戸の飼育數十五羽平均にして明治四十一年中に購買したる種禽種卵の價額五十六圓余生産の雛及び生卵の販賣高八十有餘圓なり

石江家禽購買販賣組合

有限責任
町居家禽
購買販賣
組合

三三 有限責任町居家禽購買販賣組合(青森縣)

明治四十一年四月の設立にして組合員各自鶏舎を新設し孵化器、育雛器を設備し専ら種類の雑駘を避け以て産卵鶏の飼養改良を普及せり現時の鶏種は三四種組合員の飼養數三百有餘羽日々の産卵は之を組合事務所を集め販賣す設立日淺きに拘らず既に三百二十一圓拾貳錢八厘の積立を爲せり。

三四 五戸家禽協會(青森縣)

明治二十六年三月の創設にして年々良種禽を輸入し之を會員に配付し以て其の普及増進を圖れり而して毎年秋季雞賣場を開催して販路を擴め又子取作法を設け或は品評會を開けり種禽種卵の輸出額年々百圓を下らず産卵の販賣額亦實に三千圓以上に及ぶ會員三十名。

三五 青森縣家禽協會

明治三十九年十二月の設立にして津輕家禽會を改稱せしもの會員百名を有せり會員は毎月集會

青森縣家
禽協會

五戸家
禽協
會

し斯業に關する知識の交換會務の振興等に付研究す、品評會を開設し農會又は地方有志者に禽種卵を配付せるもの其の數千に達せり而して生産卵は共同販賣を行ふ。

三六 相野實業協會(青森縣西津輕郡森田町)

明治三十八年七月有志者相謀り家禽組合を設立し爾來之が改良發達に努め良種を共同購入し組合員には雛を無代にて其他の希望者には實費配付を爲し卵肉共同販賣を奨め一定の貯蓄を爲さしめたり次いで四十年七月、相野實業會と改稱し益々獎勵を加へたる結果二百三十餘戸を有する下相野に於て八歩以上の飼養者を出し一月平均七羽強の飼育を見るの好況を呈し又共同販賣の利益より一定の貯蓄を爲したる金額目下三十五圓餘に達せり。

相野實業
會

三七 卵ためる會(青森縣下北郡大畑)

家禽の改良及び貯蓄を爲さしむるの目的を以て創立以來茲に二十年間終始一貫能く健全なる發達を遂げ來れり會は村內養鶏家を以て組織し毎月一株に付鶏卵五個を納めしめ其の賣却代を貯蓄し一期三ヶ年を経て各自の株數に應じて之を分配することとし既に第六回の配當を了したり其の

卵ためる
會

配當金は多く有利なる資本に供せられ畑を購入する者或は家屋を建築する者等あり又第一回配當の際牝牛を買入れ六頭迄繁殖せしことあり現在會員の飼育鶏數最多十四五羽より最少六七羽にして明治四十年六月第六回の配當をなしたる當時の會員は三十三名にて四百九十株出資卵代千六百七十三圓五拾錢利子金二百二十一圓五拾錢計配當金千八百九十五圓(三ヶ年を一期とし配當す)に達せり其の後益々發達し目下の會員四十五名株數五百七十五株に及び逐年良好なる成績を擧ぐるに至れり。

三八

亂川家禽獎勵會(山形縣村山郡)

明治四十年三月の創立にして會員三十六名資金貳百拾圓、會有の種鶏雄六雌二四會員飼育種鶏三五雌四七〇を有し春夏秋の三回 談話會を開り又家禽品評會を催ふし會員を派遣して養鶏地を觀察せしむ。

三九

長野家禽協會(山形縣東村山郡)

明治四十一年四月の設立にして組合員十一名各自五羽以上の家禽を飼育し毎月五個以上の鶏卵

長野家禽協會

亂川家禽獎勵會

を組合に集め之を販賣して代金を貯蓄し其の額百圓に達せり又種禽、種卵食餌其他共同購買を行ふ。

四〇

七浦家禽組合(山形縣東村山郡)

明治四十一年四月の設立にして組合員十名飼育鶏の總數七十七羽組合資金積立額四十圓を有し組合員には五羽以上を飼育する義務を有せしめ種禽種卵食餌の共同購入を爲し又産卵は組合員交替に取纏め共同販賣し或は種禽を飼養し種卵の配布を行ふ。

四一

東置賜沖郷村農會(山形縣)

江口式孵化器及び同育雛器を購求して之を會員に貸與し孵化したる雛鶏は實費を以て村内希望者に配布し或は會員を派遣して各地の養鶏業を觀察せしむ尚ほ各自便宜區域を定め種禽種交尾を助がんが爲め一種類を以て専用飼となし種類の改良を圖らんとするの計畫あり又沖郷家禽改良組合を興せり。

沖郷村農會

七浦家禽組合

仁多郡鳥上村同好會

四二 鳥上村同好會(鳥上郡仁多郡)

農家の副業を奨励する目的を以て組織し、下藏某の主旨に依り明治三十年頃より養鶏業を行へり。同人は私費を以て良種の鶏を購入して其種卵を會員へ無代配布し農家をして養鶏組合を設けしめ其收得金を郵便貯金とし百余圓に達せり。

四三 藏木村種禽場(鳥上郡鹿足郡六日市村)

村内百五十名の組合にて良種鶏を購入して之を蕃殖し其の種卵は實費にて組合員へ配布し普及を奨励す而して在來の劣等種を刷新する爲め春秋二回農閑の時季に於て廢鶏の糶賣を行ひ又雞の交換會を開く。

四四 尾道家禽購買販賣組合(鹿足郡)

明治四十一年五月設立以來經營上種々なる困難に遭遇せしも漸次良好なる域に進みつゝあり目今模範養鶏場設備の計畫を爲し既に御調郡栗原村字日比崎に約一町歩の畑地を購入せり又良種禽

藏木村種禽場

尾道家禽購買販賣組合

川田村養鶏組合

四五 川田村養鶏組合(德島縣祖國郡)

明治四十一年四月設立産卵及び不用鶏の共同販賣、共同貯蓄、種禽卵の共同購買等の事業を行ふ同年四月一日同十二月一日に至る産卵、不用鶏及び雛の賣却代三百七十三圓二錢にして内百四十六圓四十四錢は之を貯蓄せり。

四六 山瀬村養鶏組合(德島縣祖國郡)

明治四十一年四月設立事業は前記組合と同じ同年四月一日より同十二月一日に至る産卵、不用鶏、雛賣却代九十九圓七拾八錢六厘内六圓五拾錢貯蓄せり。

山瀬村養鶏組合

四七 西尾村養鶏組合(德島縣祖國郡)

第一 家禽業産産組合及共同經營及成績の現況

明治四十年四月設立事業は前記組合に同じ四十一年四月より同年十二月一日に至る産卵、不用
鶏、雛の賣却代は總て貳拾四圓八拾錢にして全部貯蓄せり。

四八 有限責任野市信用販賣組合(高知縣)

本組合は香美郡野市村にあり明治三十九年二月中間村内に於ける養鶏事業の改良に熱心なる有志者の發起に係り養鶏事業の改善普及と零細資金蓄積の模範を示すを目的とし鶏卵講なるものを設け毎日二個づゝの割を以て毎週一回之を講長の許に蒐集して競賣に付し其賣上金は全部之れを講長の許に蓄積することとせるに常に普通の取引に比して十個に付一錢三厘以上の高價を以て競賣せられ其の成績良好なりし爲め續々加入者増加して八十二名百十株となり其の蓄積金も三千八百圓に達し随つて之が經營上に就ても一層確實に且つ適法の位置を要することとなり茲に明治四十一年二月を以て産業組合法により現時の組織と改ため存続期間(十ヶ年)中剰金全部積立無配當とし爾來貯蓄金は確實なる擔保を徴し低利を以て之を組合員に貸付し専ら養鶏及び一般農事改良の資金に供用せしめ成績最も優良なり、四十一年末に於ける組合員飼養の鶏數及び貯金高を擧ぐれば左の如しと云ふ。

- 一、貯金高五千四百六十三圓五十三錢一厘
- 一、飼養鶏數七百八十羽
- 一、四十一年中産卵個數十六萬個

以上の外北海道には札幌、壽都、小樽の三有限責任家禽購買販賣組合、上川上家禽協會あり、又地方には千葉縣海上郡畜産協會、青森縣南津輕郡家禽協會、石川縣今立郡神明村家禽購買販賣組合有限責任長濱家禽購買販賣組合、新潟縣北魚沼郡川井村内ヶ巻家禽組合、山形縣最上郡家禽購買販賣組合、有限責任豊平家禽購買販賣組合、南村山郡上柏倉養鶏組合、秋田縣鹿角郡家禽改良會、鳥取縣有限責任鳥取家禽購買販賣組合、大原郡海潮村飼鶏組合、鏡川郡久美村家禽協會、佐賀縣小城郡北山村家禽協會等ありて何れも著々其の効を表しつゝあり。

第二 家禽立志傳

一 佐藤正重君

明治八年名古屋に於て少許の鶏を飼育したるに始まり次て十年に至り専ら養鶏事業に従事し年

々蕃殖を計り遂に一千羽内外を飼養するに至れり明治二十年洋鶏を購入し雑種の蕃殖を圖かりしも理想の効果を收むること能はざりし爾後「名古屋コーチン」を専ら飼養せり明治廿四年頃に及び京都地方は斯業幼稚にして卵肉は主として他府縣に仰ぎ價格比較的高く餌料廉なるを知り同三十五年當市に移住し産卵販賣業を開始し今日に至る迄種々の困難に遭遇せしも素志を變せず能く繼續したるは他の模範とするに足る。(京都市上京區油小路通(三條上る藥屋町一番戸))

二 五味岩太郎君

愛知縣名古屋市大津町に本籍を有し先代の事業を繼承し明治廿三年同市に斯業を開始し爾來一意専心飼育に従事し飼育所の如きも第一分場を本町二丁目第二分場を本町十六丁目に第三分場を本町十一丁目に第四分場を京都府下愛宕郡田中村に倉敷分場を岡山縣都窪郡倉敷町宇濱に設置し飼養數約一萬數千に上り尙更に東京地方に分場を設置せんと計畫中なり而して各家禽業者並に農家に對し種禽の購入飼育方法の改善等に付懇切斡旋する等同業者の模範たり。(京都市下京區大和町一七(梅屋))

五味岩太郎君

三 炭本治郎助君

明治十八年以前より農家の副業として年々多數の家禽を飼育し其鶏卵代金は全部兒童の教育資金として貯蓄し今日まで蓄積したる金額實に七百餘圓に上りたり。

炭本治郎助君

四 重枝正樹君

君は山口縣熊毛郡會根村の人明治十六年郷里にありて養鶏を創め同廿八年二月種鶏五十羽を携帶當地に來り天王寺の東方少許の地區を借受け専ら養鶏に従事し百難を排して改良を圖り現年其の敷地反別四反七畝拾三步鶏舎其の他の建物數棟種鶏凡そ三千餘羽(主として名古屋コーチン)を飼育し規模大にして一時に四萬五千の雛を孵化し得る設備を有し場内能く整頓せり明治三十八年八月實地經驗養鶏秘訣大全と題する冊子を發行し爾來改訂増補同四十二年第六版を發行せり又三十六年一月より養鶏指針と題する雜誌(毎月一回)を發行し每號三千餘部を全國の同業者に頒布せり又巡回講話を爲して斯業の普及に勉め解卵器等を考案製作する等斯業を裨益すること尠からず共進會博覽會の賞多し。(大阪市南區天王寺生野國分町)

重枝正樹君

五 竹林寅一君

竹林寅一君

明治二十八年養鶏場を設置せるが當時斯業の經營上模範となるべきものなく百般の困難を排し苦心の經營空しからず漸次経験を重ねし結果多少の利益を見るに至れり爾來同人の經營旺盛にして現今大阪市南區天王寺、廣島縣、三重縣に支場を設けあり本場に飼養せるもの成鶏六千羽雛二千羽を有し希望者に種卵種鶏を無代配付或は割引販賣をなし或は地方飼鶏家の生産品の委託販賣を引受け且つ善良なる鶏種の普及を謀る等事績枚舉に遑めらず共進會博覽會より賞を受くること多く寅一君の如きは真に斯業界の成功者と云ふべし。(大阪府 東成郡)

六 辻常吉君

辻常吉君

君は貧家に生れ不幸にして幼弱親を失ひ長ずるに及び農家の下男となり或は車夫となり或は飲食店を營み困苦辛酸の裡に半世を送り剩さへ多額の債務を負ふ茲に於て意を決し養鶏に志し數羽の成鶏を購ひて其の蕃殖を計り遂に成鶏三百五十羽雛五百五十餘を飼養し今や數千圓の資産を有するに至れり而して三十七年鷺見の剝製品一時に外國に輸出せらるるを聞くと急遽數萬の鷺見を解

作搬出し以て巨額の利を得たることあり又餌料の注意抱卵鶏の肥瘦轉換褥座の方法檢卵羽蟲の驅除豫防鶏舎の構造時の設置放養場の設備等師に學び書に習ひたるもの一もなくして獨り行ひ獨り得たるに外ならずと雖ども今日の成效や實に見るべきものあり。(大阪府北河内郡 豐野村大字高宮)

七 棚橋雅左衛門君

棚橋雅左衛門君

幼より家禽業に志し明治三十五年大阪に於ける養鶏業を視察し種禽種卵を購ひ來り鶏舎を建て百數十羽を飼養せしも經驗なかりしと前後二回鷓鴣列拉病發生し殆んど業を廢するに至りしを以て明治三十七年より斯業を擧げて家族の副業に委することとせしに却て專業の時より好結果を得三十九年再び專業となし鋭意飼養管理に従事したりしが遂に成效し現今八百餘羽を飼養するに至れり。(神戸市葺合町一、七二一屋敷の二九)

八 猪子勘治郎君

猪子勘治郎君

明治十四年家禽業に志し親鶏數十羽を購入し鶏舎を建て三四ヶ年間逐次數を増加飼養せしも當時卵價等低廉なりしに拘らず買手捗しからず事業上甚しき困難を感ぜしに付種々研究の結果鶏

舎及び運動場不完全に管理周到ならざりしを覺りたるを以て鋭意之が改良に努め稍々効果を收めつゝある折柄鶏虎列拉の侵すところとなり茲に一大打撃を受け同業者中廢業するもの續出せしも屈せず奮勵孵化育雛に注意し漸次順況に向ひ現今一千餘羽を飼養するに至れり(神戸市水木)

九 節野 順藏君

君は農兼大工職なりしに明治二十八年頃縣立農事試験場長が養鶏を奨励せらるゝに感し明治二十九年試みに鶏四五羽を飼育せしに其の成績稍見るべし所ありしを以て漸次孵化増殖を計り同三十二年鶏舎一棟を新築し熱心飼育に従事し三十三年人工育雛法を行ひ良成績を挙げ三十五年に至り更に鶏舎を増築し三百羽以上を飼育するに至りしが同年夏全部鶏虎列拉病に侵され産卵を休止し收支相償はざるの悲境に陥りたり然れども鋭意之を挽回し爾來令弟と協力従事し三十八年去勢法を傳習して年々實行し今や成效を告ぐ去る四十年中の産卵は三百貫内外にして乾燥鶏糞二千貫餘を得たりと云ふ(兵庫縣印南郡伊保村の内伊保村)

一〇 故去來川角太郎君

君は北方家禽業志想の幼稚なる時に於て卒先養鶏事業を企畫し洋種を輸入し又名古屋コーチン種を買入れ卵肉兼用雜種を作り或は同孵化器並に保母器、食餌器、給水器を發明製造し又増羽蟲驅除法等を案出する等着々成效を告ぐるに及び終に死亡したり相續人は目下現役兵として入營の爲め業を廢するに至れり(兵庫縣神崎郡粟賀村の内福本村)

一一 重井嘉博君

明治三十九年頃來名古屋市東市等より良好なる種禽種卵を購買し鶏舎を建て目下百數十羽の外國種禽を飼育しつゝあり傍ら種卵の配付を爲し漸次良好なる成績を擧ぐ(長崎縣壱岐郡河村港吉)

一二 松阪嘉十郎君

明治三十九年來外國種禽の優良なるものを購入し鶏舎を設け目下百數十羽の雛禽を飼育しつゝあり傍ら鶏糞の利用を謀り一般に斯業の利益を示し模範とするに足るものあり(長崎縣壱岐郡柳田村中城)

一三 木下鹿一君

故去來川角太郎君

重井嘉博君

松坂嘉十郎君

木下鹿二君

明治三十四年より養鶏業に従事し當初は主として肉用種を飼養したるも卅八年より産卵鶏に改め目下飼育する所の種鶏二百五十羽にして種類は「ハンバーク」「ミノルカ」「アンダマンシヤン」名古屋コーチン」等の數種なり三十九年以來種卵配付の外人工孵化飼育を爲し毎年二百羽以上の雛を孵化して悉く希望者に配布する等其の成績良好なり又長崎家禽協會なるものを組織せんと鋭意之が成立に努め目下六十餘名の會員を得尙之が擴張に盡瘁しつつあり(長崎縣四波村) (郡上長崎村)

一四 山本當次郎君

山本當次郎君

明治二十三年頃始めて東京より達摩チヤポの卵一個八錢を以て拾個を買入れ雌三羽雄六羽を得たり爾來年々飼育改良を計り三十五年に至り「コーチン」十羽を六圓にて河原田より同十羽を貳圓五十錢にて買求め漸次之が繁殖改良を圖り三十九年春に至り四百羽四十年は三百羽を出し四十二年には尙五六百羽を出すべし計畫を立てしが不幸火災に罹り全然其目的を達すること能はざりしも現今飼育のものは雌百羽雄十羽を有せり大字西三川村戸數五十七戸の内三戸を除き他は悉く之を飼育し三十羽以上二百羽を有するもの過半を占むるの盛況を呈するに至れるは畢竟當次郎君の成效をなせしによる(新潟縣佐渡郡四三) (川村大字四三川)

一五 相馬久次郎君

相馬久次郎君

久次郎君二十一歳頃迄は漁業に従事し乍らしも病の爲め海上の勞務に堪へず養鶏業に従事せり明治三十七年創始の當時は僅に數羽の雜種を飼育し置きたるに過ぎざりしが漸次増殖を計り明治三十九年より附近の空地六十坪を買入れ柵飼を爲し同四十年には檢卵器を購求し檢卵の上孵化販賣を爲すを以て未だ嘗て失敗及び非難を受けたることなし現今「レクホン、ミノルカ」の雜種一種にして七十羽を飼育す(新潟縣若狹郡上越) (津村大字吉二二)

一六 竹内正治君

竹内正治君

明治二十年始めて斯業に従事せり前後二回京阪及び名古屋地方を視察し以て長を採り短を補ひ明治四十年二十餘坪の鶏舎を建築し専ら肉用種及び卵用種中縣の風土に適する種禽の撰擇に努む家禽家中往々失敗の聲を聞くも正治君は相應の収益を得つゝありと云ふ目下飼育せる種禽は「名古屋コーチン」最も多く其の他の種類を合せ三百羽以上を有す(新潟縣三島郡大河) (津村大字小豆曾根)

一七 内ヶ巻家禽組合

明治三十八年四月組合を創立し各戸に七羽乃至十羽の飼育を奨励したるに當時之に加盟したるもの二十八戸爾來鶏種の改良、産卵共同販賣及時金等の方法を設け着々成效を告ぐるに至りしが現今組合戸數三十七戸鶏數二百五羽一ヶ年産卵價額約六百圓貯金總額五百餘圓に達せり主なる事業左の如し。

- 一、鶏種の改良 毎年孵化前春季皇靈祭の日を下し種鶏を検査し純粹種を孵化せしめ雜種は秋季皇靈祭の當日品評會を開き卵肉食用を區別す。
- 二、産卵共同販賣 毎月一回日を定め共同販賣をなすの結果小千谷町、小出町の商人の購買する處となり個人販賣に比し一割以上の利益を收む。
- 三、貯金 共同販賣の際は各自賣却代金の一割を貯金するの規定を設けしが今や産卵代金の全部を貯金するの現況を呈せり。(新潟縣北畠郡沼川井村)

一八 篠田二郎君

篠田二郎君

明治二十三年より家禽業に従事し屢々東京及び各地を視察し改善擴張を圖り鶏舎總坪數二十八坪を有し鶏數百五十、重なる種類は「黒色ミンルカ」、「アンコナ」及び「黒色オーピントン」等なり

(新潟縣北畠郡
神生村大字神生)

一九 原田安平君

原田安平君

明治三十六年十一月長陵農園を設立し現今鶏舎温室其の他の建物十六坪一合九勺(建築費千九百十三圓創業費五百九十六圓五十錢)を有し外に孵化室、育雛室等の設備を爲し自ら孵卵器を製作して経費の節減を謀り専ら孵卵育雛の事に従ひ併て食用卵の市内配達を爲せり本長陵農園は長岡高等女學校に無償にて引續ぎ同校の學校園と爲さんとするの計畫なりと云ふ明治四十年の成鶏雛は左の如し。

銀色「ハンパーク」成鶏四十五雛百二十三、黒色「ラングシヤン」成鶏三、計成鶏四十八、雛百二十

二〇 杉田周治君

杉田周治君

明治三十五年より家禽業に従事し孵卵器を購入し之れが奨励を爲したる結果地方の養鶏者増加し明治三十九年大字池部外四ヶ字組合鶏卵貯蓄會を設け共同販賣を行ひ貯蓄を爲しつゝあり目下

百羽以上を飼育し鶏種の改良及び蕃殖を圖り未だ失敗したることなし貯蓄會々員七十人株數二百十株蓄積金額八百三十三圓九十五錢六厘に達せり。(四十一年十月現在)(新潟縣中頸城郡津)

田中俊夫君

二二 田中俊夫君

明治三十七八年戰役の際渡清し養鶏の有利なるを認め凱旋後産卵種五十羽を飼養し孵化は主として江口式解卵器を以てし自家飼養の外廉價を以て希望者に分ち昨秋の如きは配布の數六百以上に達せり目下飼養せるは「金色バンパーク」「銀色バンパーク」「黒色ミノルカ」軍鶏外數種にして雄二十九羽雌百五十五羽を有せり。(埼玉縣北足立郡新田) 村大字金若工門新田)

二二二 鈴木寅之助君

鈴木寅之助君

明治三十八年三月以來副業として家禽を飼養し農家に於ける廢物の利用に就き研究し實驗上佳良と認むる良種を孵化して漸次繁殖し今日に至れり而して飼養管理上同一種類の有利なるを認め現今「レグホーン」種五十羽を飼養せり一ヶ年一羽平均の純益金五十錢以上なりと。(埼玉縣北足立郡) 三橋村大字並木)

二三 新井徳光君

新井徳光君

明治三十五年以來副業として斯業を營み爾來卵肉専用種を飼養し漸次改良を加へ優等種を孵化し以て希望者に配布せり現今「ミノルカ」「褐色レグホーン」七面鳥、軍鶏等を飼育し、雌鶏二十二羽雄鶏四羽の一ヶ年純益は二十圓なりと云ふ。(埼玉縣比企郡東吉) 見村大字大和田)

二四 島崎貞君

島崎貞君

率先種禽場を設け其卵鶏は實費を以て希望者に分譲せり火氣槽式(六十個入)及び湯槽式(百二十個入)の解卵器を購入し孵化の方法及び種類の選擇、病禽の豫防等飼育に關する用意周到にして一般養鶏者に範を示し裨益する所少からず荒清記、常見誠一、岩崎誠三、高木榮枝の諸君亦た君と共に斯業の成功者なり(群馬縣) 桐生町)

二五 中島拓藏君

中島拓藏君

明治三十九年より家禽業を營み爾來縣立農事試驗場、東京府下濫谷尾崎飼禽場及び農商務省月寒種畜牧場濫谷分場より種禽種卵を購入して之を飼養し現に成禽五十羽雌四十五羽を有し益々之が改良増殖に努めつゝあり(群馬縣桐生郡) 井町大字五料)

二六 石井甚太郎君

石井甚太郎君

甚太郎君は夙に農家の疲弊せるを慨し之が救済策として養鶏事業の利あるを認め明治三十四年の秋廣さ一反歩を翻し「アンデルシヤン」六十羽を飼養せしに成績佳良なりしを以て漸次其の数を増加し明治三十九年には約二百五十羽を飼養するに至れり一ケ年の産卵價額は八百二十圓にして鶏飼代金三百六十圓を要す之を相殺するに猶約五百圓の利益あり外に鶏糞代金四十五圓内外の收入ありしと云ふ而して地方農家に種卵又は雛鶏を分與するを以て斯業普及し又卵の貯藏法を案出し種類と管理飼育に就き細密なる注意を爲す等斯業に貢献せるもの鮮しとせず目下飼養の成鶏は百羽許に過ぎざるも雛鶏二百羽以上を有せり(茨城縣久慈郡山田村大字松平)

二七 荒井徳松君

荒井徳松君

徳松君は盲目にして能く家禽業に成功せり初め岩地の一隅に在來の家禽數種を集めて飼養せるが明治二十年頃各種の洋鶏輸入せらるゝや世の斯業に志す者相競ふて飼養を試み一時大に流行し養鶏熱頗る旺盛なりしも僅々兩三年にして養産振はず遂に失敗に終はりし者多かりしも徳松君は

千挫不撓の志を以て熱心に之に従事し「白色レングホーン」種を求めて之れが蕃殖を爲せり明治二十六年「名古屋コーチン」種卵を購ひて之を蕃殖し明治三十五年同志者と相謀り江東家禽會を設立し研究機關とせるも中途解散するの悲境に陥りたり然れども初志を棄てず益々熱心に斯業を勵み自温育雛法を案出し各地に稱贊せられたり目下飼養の鶏種は「白色レングホーン」「名古屋コーチン」「横班プリモースロック」家鴨等にして良種に乏からず品評會共進會の賞又多し(茨城縣鹿島郡中島村大字息酒三三)

二八 大井市平君

大井市平君

明治二十年二月創めて三重縣津市より種禽を購ひ逐年孵化蕃殖し明治二十五年秋期には七十羽二十七年には三百餘羽の多きに達し三十二年頃には七百五十餘羽に上りしが現今にありては親鶏三百五十餘雛百二十羽を飼養せり縣農會より木杯及び賞状を受く(奈良縣添上郡明瀬村大字石打)

二九 稻田文雄君

稻田文雄君

明治三十二年十一月創めて養鶏に志し二十餘羽の母鶏を求め鶏舎を造り漸次蕃殖して現今一千羽内外に達せり(奈良縣添上郡明瀬村大字北水井)

三〇 佐野元三郎君

佐野元三郎君

明治三十八年八月大阪府立農學校を卒り歸來直に養鶏業に従事し今日に至る初年は四十羽の地鶏を飼育し爾來「名古屋コーチン」種に洋種の産卵鶏を配し十數年間研究を重ね現今奈良市の風土に適して強健なる一雜種を固定せり現在長さ十間の鶏舎六棟鶏室三拾室を有し親鶏一千羽以上雛鶏五六百を飼育せり、明治三十四年四月縣農會會長より、三ツ重木杯及び農事功勞賞狀を受く(奈良市 紀寺町)

三一 杉森養鶏場

杉森養鶏場

明治二十年の創設にして杉森金次郎君の經營に保れり開始當時は成鶏二百内外を有し多少の利益を收めたるも經驗乏しかりしと病蟲害の驅除豫防法完からざるとに依り失敗に失敗を重ね爾後十數年間は非常の窮境に陥り一時は種禽すら殆んど絶んとするに至れり然れども場主は其間に處して不撓不屈百方苦心經營し自ら研究怠らざること久し明治三十五年に至り養鶏場を移轉し爾來専ら飼養の方法を改善し従前失敗中に得たる所の經驗を應用して病蟲害の驅除豫防に全力を盡し

飼料の調製育雛の保護等二十有餘年漸次成功の域に達せり、明治四十年の成績に依れば成鶏七百羽雛鶏二百羽潰鳥百三十羽産卵數十一萬個此價額合計參千百圓なりしと云ふ(三重縣名賀郡岩田村)

三二 藤本久男君

藤本久男君

明治四十年十月養鶏業の開始に着手し鶏晨園養鶏場と稱し四十一年三月に涉り資本金二千四百圓を投じ同九月末に至る一ケ年間の純益實に四百八十六圓餘を得たり抑も本場の事業は徒らに珍奇に趨かず専ら收益の多からんことに重きを置き以て産卵輸入の防遏を目的とせるものにして創始第一年に於て優に二割餘の利益を擧げたるものなれば漸次年を経るに従ひ其の収益を増し事業界の模範として見るを得んと云ふ現在鶏數は一千羽「名古屋コーチン」「ミノルカ」及び「レダホン」種等なり(三重縣宇治山田郡岩田町)

三三 仲喜久保君

仲喜久保君

明治三十四年初めて七羽の鶏を購入し之を基礎として爾來熱心繁殖に努め或は参考書に求め或は他府縣の觀察に鑑み以て大に種類の選擇に飼育の改良に意を用ひたれば現今飼育數成鶏五百羽

四〇 雛百羽の多きに達し勢からざる収益を得るに至れり爲めに村内の範となり副業として養鶏を營む者漸次多きを加ふるに至れり(三重縣名賀郡神老山村大字久生屋)

三四 梅原勝右衛門君

梅原勝右衛門君
明治二十年創めて外國産鶏「コーチン」種敷羽を大阪市より購入し試育したるに成績良好なりしを以て明治二十四年十月同種五十羽を飼育し漸次蕃殖の計畫を立てたり然るに之が経過は意の如くならず或は病鶏を出して多数の斃死を見或は雛鶏の發育不充分にして是れ又多數の斃死を見る等大に困難を極む茲に於て京阪名古屋地方の斯業を觀察し大に得る處あり明治二十八年鶏舎を改築し鶏種并に飼育上にも改良を加へたるを以て漸次良好の成績を擧げ京阪地方に輸出の親鶏及び卵世だ多く大に利潤を得るに至れり、明治三十九年同業者相談り伊賀國家禽組合會と組織せり。(三重縣阿山郡上野村大字丸之内四九)

三五 海部正秀君

海部正秀君
明治五年養鶏業に志し村落の放飼鶏百羽を買集めて飼養蕃殖中同七月抱卵中の母鶏突然斃死し

梅原勝右衛門君

たるを以て其の肉は食膳に供し臟は之を寸断したる儘鶏群中に投與したるに五時間を経て病毒に感染の徴候を呈し四十四時間以内に全群殆んど斃死するの不幸に遭遇し一ヶ年餘事業を中止せり明治七年鶏舎敷室を建設し更に村落より放飼鶏貳百餘羽を買集め飼養せしも産卵僅少にして收支相償はず茲に於て滋養多き糠餅を與へ一面種鶏を新陳代謝し初めて收支相償ふに至りたるを以て進んで増殖に従事し明治十年頃は雜種鶏五六百羽翌十一年は一千餘羽に達し明治十四年には一千五百羽に増加せり時に縣下愛知郡櫻新田某より交趾種(一名九斤と云ふ)と稱する雌鶏五羽と他方より同種雄鶏壹羽を購入し之を配し羽毛黄色にして産卵多きものを専ら飼育蕃殖し同十七年には一種の改良種(當時海部鶏又薄毛とも稱せり)八九百羽を育成せり爾來各地より改良種の分典を希望する者多く同年中一ヶ所の分場を設け三千有餘を飼養中明治十八年に至り清韓兩國より多額の輸入卵ありし爲め本邦産卵價下落し遂に分場を閉鎖せり然れども本場にて熱心經營し明治二十一年西洋種十二種を購ひ來り自家改良種と比較試育すること五ヶ年間に及びしも改良種の強健美味に且初換期に於て能く産卵する等洋種に優るを確めたるを以て洋種は悉く之を排斥し専ら改良種を飼育すること前後通じて十ヶ年を経茲に固定の種類となり純粹の「名古屋コーチン」なる名稱を與ふるに至りしなり明治三十年七月鶏虎列刺病發生し二千羽の内百三十羽を除すの外悉く斃

死したるも更に増殖して翌年稍々之を回復したるも又々該病に侵されたる爲め其の後は三四百羽を飼養するに止めたり兄壯平君又養鶏に熱心にして第三回勸業博覽會に養鶏方案を出陳し三等有功賞を受領せり。(名古屋市中區南榮)

三六 木村練三郎君

明治二十三年僅少なる資本を以て百餘羽の「名古屋コーチン」の飼育を初み爾來銳意經營せしも多數の病鶏を出し或は卵肉價格の暴落に遭過し數度の失敗をなせしも不屈不撓の精神を以て漸く成功し現時千羽内外の家禽を飼育し完全なる鶏舎を新築する等大に他に模範を示すに至れり練三郎君亦公共に富み養鶏業に従事以來夙に餌料の共同購入及び卵肉共同販賣の必要を感じ東奔西走明治三十二年尾張一圓に於ける同業者の賛同を得て組合を組織せるが餌料次第に暴騰し需用者の苦痛息まず依りて一策を講し大阪市の製鉛業者に交渉し漸く價格の安價なるものを需用するを得たり爲めに養鶏者に裨益する所少からず。(愛知縣西春日井郡 清洲町大字清洲)

三七 西垣直男君

明治二十一年一月種禽百羽を買入れ始めて斯業に従事せり爾來育雛法の研究を爲し業務を擴張して廿八年には三百羽を飼育するに至れるが同年病に罹り一時廢業せり三十二年三河養鶏合資會社に入社し大に成功せしも三十六年一般の不況に陥り翌三十七年遂に解散せり茲に於て會社は同人一己の所有に歸し今日に至りて千有餘羽を飼育し益々發展の狀況なり。(愛知縣東郡 小坂村大字)

三八 福山鐵三郎君

明治三十八年頃より養鶏業を開始し多年苦心の結果孵化法并に攝生療法は最も得意とする所に於て好評を博し爲に傳習を望むもの多し目下六七百羽を飼養し益々發展の狀況を呈せり。(愛知縣豐川町大字)

三九 間瀬與市君

明治二十八年養鶏に志し名古屋市に出て、養鶏法を見習ふこと年あり歸來「名古屋コーチン」種數十羽を飼養するを初めとし爾來引續き斯業に従事し目下四百餘羽に達し尙鶏舎を増築し業務擴張の計畫あり又熱心斯業の普及に勉む。(愛知縣岡田町大字)

木村練三郎君

西垣直男君

福山鐵三郎君

間瀬與市君

四〇 中村齋君

中村齋君

明治二十八年三月上京して養鶏法を習ひ同年十一月甲府市紺屋町に種禽場を開設せり爾來熱心經營せしも三十年二月之を閉鎖せり次いで明治四十年三月自村西野村に家禽飼養場を開設し良種鶏を輸入して蕃殖に勉め村内にニヶ所の分飼場を設けたり。(山梨縣中巨摩郡西野村百六番地)

四一 土橋豊一君

土橋豊一君

明治二十二年中種禽數種を購入して専ら種類の改良を圖り爾來各地の飼養狀況を視察して歸來長を探りて之を實地に施し又地方に於ける斯業の發達普及に勉め功少からず。(山梨縣中巨摩郡三町村)

四二 佐野佳治郎君

佐野佳治郎君

明治二十七年十月名古屋に到りて養鶏業を實地に習ひ又京阪地方の狀況を視察し歸途種禽二百羽を購來し専ら蕃殖に勉めしも三十一年水害に罹り殆んど全滅せり三十三年現住所に移り千二百餘羽を飼養せり三十八年鶏虎烈刺病と大水害に侵されたるも屈せず之を繼續し現今發展の緒に就

けり縣農會長より木杯を贈らる。(山梨縣中巨摩郡三町村)

四三 瓦理胤正君

瓦理胤正君

舊領内の疲弊を憂慮し小資本にして老幼に適する簡易の副業を授くるに若からずと爲し千葉、前奈川等の養鶏業を視察し歸來模範養鶏場を設置し種卵種鶏を輸入し之を蕃殖して民家及び學校卒業生に種卵を分配し獎勵を加へたる結果成績良好なり尙ほ時を品評會を開く等斯業の發達に努む。(宮城縣遠田郡涌谷)

四四 宮崎太藏君

宮崎太藏君

明治三十年東京にありしが養鶏業に志し笈を捨て歸省し三十一年數棟の鶏舎を設備し改良種を購入し漸次蕃殖を圖りしが功空しからず年々多額の收益を擧げ郡内有數の養鶏家たり。(宮城縣遠田郡涌谷)

四五 伊藤源太郎君

伊藤源太郎君

明治三十三年始めて養鶏事業を營み「黒色ミノルカ」の普及に勉じ三十五年佐沼鶏友會を組織し

毎日生卵一個宛の郵便貯金を行ふ日露戦争に従軍三十九年祝融の災に罹り事業大に頓挫を來せしも爾來着々事業の再興を圖り四十年良種を輸入し之が繁殖を圖りつゝあり又郡内同志と謀りて品評會を開くこと二回に及ぶ漸次成功の域に達せり。(宮城縣登米郡佐沼町)

四六 細川善重郎君

細川善重郎君

明治三十七年に始めて鶏舎を新築し良種鶏を求めて地方に適せるものを撰擇し解化飼育法の講究を遂げ能く指導獎勵に力じ。(宮城縣登米郡石越村)

四七 佐々木鐵之助君

佐々木鐵之助君

目下五百有餘の鶏を飼育し成功大に他の範となすに足るものあり。(宮城縣登米郡登里村)

四八 伊藤泰次郎君

伊藤泰次郎君

明治三十七年鶏舎及び運動場を建設し「黒色ミノルカ」「漣プリモースロツク」の二種を購求し試育せるが結果良好なりしを以て翌三十八年より漸次事業を擴張し鶏舎を増築し現今にありては

鶏舎の面積百五十坪家禽二百二十餘羽を有せり而して種卵等は最も低廉に販賣する等斯業の普及に勉じ。(宮城縣生田郡鹿文村)

四九 西條喜藏君

西條喜藏君

各地の家禽業を視察して飼育方法を研究し明治三十九年鶏舎を建設し良種を買入れ蕃殖に勉じ現今飼育せるは「黒色ミノルカ」「横班プリマウスロツク」「ワンダン」「アンダルシヤン」等八十羽餘あり種卵を廣く他に供給し斯業の獎勵に資せり。(宮城縣生田郡桃生村)

五〇 高橋健壽君

高橋健壽君

模範的の鶏舎を建設し飼育の方法を示し四十二年春自家産出の種卵九百餘個を無代配布する等「斯業の普及に努め今や同村は郡内第一の養鶏地として目せらるゝの機運に向へり。(宮城縣伊具郡櫻村)

五一 渡邊慶吉君

渡邊慶吉君

祖先より世々狩獵を營み雁、家鴨、雉子等を飼養し又年々百餘羽の鶏を飼育販賣せり其解化用

として交趾種の退却せる俗和九斤と稱する鶏を飼養し尙産卵用として在來種數十羽を飼育せり明治十七年より一層鶏に意を注ぎ漸次斯業を擴張し十九年以後は洋種と交配して産卵多く抱卵性を有する兼用種を得二十七年養鶏研究會を組織し爾後専ら試験研究を爲して農家の副業に適する強健なる産卵及び母鶏種を得成績良好なるを以て種卵及び雌雄を低價販賣し普及蕃殖に勉むる等事績少しとせず(宮城縣亶理郡山下村)

五二 平田勘四郎君

平田勘四郎君

副業として在來種鶏數十羽を飼養し來りしが明治四十年より各種の洋種を飼育し雛鶏を希望者に分譲し現今飼育せるは「ミノルカ」「レグホーン」「コーチン」「ハンバーク」等にして約百羽なり(宮城縣亶理郡山下村字淺生原)

五三 筒井久藏君

筒井久藏君

四十年一月千葉、栃木、愛知の三縣下に於ける養鶏事業を視察し「名古屋コーチン」種を購入し同年二月より斯業に従事し鶏舎は駒形村大字金橋開墾地に建築し現今二十棟此坪數二十六坪之

を十室に區劃し三百羽を飼育し成績良好なり又四十一年解卵器を購入し七回孵化せり期業の發展に資せんが爲め當業者に種鶏を貸付け或は雛を特別低價を以て希望者に譲與せり(宮城縣亶理郡山下村字淺生原)

五四 瀧田卯一君

瀧田卯一君

明治三十六年より經營し去四十一年以來飼養上に改良を加へ時期に依り多きは五十羽乃至百羽を飼養す又種類は「ミノルカ」「プリモースロツク」「ンシマ」「レグホーン」「名古屋コーチン」「七面鳥」等にして何も産卵を目的とせり(福島縣安積郡永盛大字荒井)

五五 津島尋常小學校

津島尋常小學校

校長今野美壽君の企劃に基き小學校在學生徒の父兄をして必ず一月二羽以上の養鶏をなさしめ産する所の卵を以て生徒の學費に充て且つ貯金の觀念を養成し昨年より一ヶ月一人に付卵一個づゝ學校に持參せしめ之を賣却して學校基本財産の蓄積を圖れり(福島縣亶理郡津島村岩野)

五六 留守景福君

留守景福君

明治三十二年三月資本金二千圓を投じ種禽場を設け松森園留守家禽場と稱し數種の純粹洋種鶏

數十羽を飼養し種鶏の供給を企圖したりしも收支償はず三十五年一時閉場の止むなきに到れり然るに三十六年に至り漸く種卵、種鶏の需用多きを致せるを以て再び業を起し現今は純洋種數種三百羽を飼育し尙其の需用を満すに足らざるの盛況を呈し一ヶ年優に一千圓以上の實收を擧ぐるに至れり品評會、共進會より受賞多く明治四十一年四月膽澤郡農會會長より功勞表彰狀を受く(岩手縣膽澤郡水澤町)

五七 竹田清助君

明治三十二年創めて斯業に従事し同年十月率先して人工孵卵器を購入し盛に増殖を圖れり然るに當時地方に於ける養鶏事業未だ微々として振はず僅に數羽を放飼せるものあるに過ぎざり茲に於て清助君奮て鶏舎を新築し良種を輸入し幾多の困難を排し遂に斯業の有望なるを一般に認めしむるに至れり爾來益々之れが改良を計り目下家事の都合上事業縮少の傾あれども十餘坪の鶏舎を有し百餘羽を飼育せり而して育雛箱を輸出し斯業に利する所少からず(山形縣東區福部小松町大字上小松)

五八 奥村自助君

明治三十九年中戰功恩賜金三十餘圓を資本とし斯業に従事し種々攻究の結果寒地に適し而かも産卵數に富める「レダホーン」「ミノルカ」兩種なるを認め専ら此の二種の飼養を努め實利を主とし同種の優良なる種卵を販賣種鶏を頂つ等之れが普及を計れり而して同村高豆廳と稱する部落に於ては古來鎮守神の忌む所なりとて養鶏するものなかりしが熱心勸誘遂に其の迷信を打破し各自飼養するに至れり自助資力豊かならざる爲め飼料の撰擇孵化育雛の改良等經濟的を主として考案せし所少しとせず現今百餘羽を飼育せり品評會に於て賞を受け又た羽陽家禽協會の設立に勉めたり(山形縣福部郡大川村大字黒川)

五九 三田村長治君

明治九年以來斯業に従事し漸次規模を擴め鶏舎を建築し種類は年々地方に適する新種を輸入し現今飼育せるものは「褐色レダホーン」「黒色ミノルカ」「同ハンバーク」「同ラングシヤン」「淡色ブラマ」「横班ソリモースロツシ」「アンダルシヤン」等其重なるものにして四十餘羽を飼育せり數回上京して良種卵種鶏を求め又去る二十五年中玉利農學博士を聘して家禽品評會を開き明治四十一年品評會に出陳して賞を受く(山形縣西田郡葛岡町)

奥村自助君

三田村長治君

六〇 小林平三郎君

小林平三郎君

明治三十四年より家禽業に従事し爾來銳意熱心に改良を企て家禽小屋の建設良種の普及に勉む(山形縣南村山郡南沼原村)

六一 高橋久二郎君

高橋久二郎君

夙に家禽業に熱心にして各種の家禽を飼育し其の良種は縣廳に依託して無代配付を行ひ又去四十年五月郡農會の補助を得約二百の雛鶏を郡内に配付せり(山形縣南村山郡南沼原村)

六二 湯上光丸君

湯上光丸君

明治二十七年「黒色ミノルカ」及び「トキング」種卵を東京より購入孵化したるも成績良からず之を以て二十八年自ら上京して「黒色ミノルカ」外數種を購入し大に好果を得たり依て之を地方に蕃殖せしめ一名清光院「ミノルカ」と稱するに至れり(山形縣南村山郡上山村)

六三 佐藤彦右衛門君

佐藤彦右衛門君

明治三十年頃より數回上京し各地方を視察し種類の撰擇飼養方法を考究し率先改良を謀り地方養鶏者に種卵を實費配布し良種の蕃殖普及に勉めつゝあり去四十一年品評會より賞を受く(山形縣南村山郡田村)

六四 多田理助君

多田理助君

明治三十九年より新業に従事し東京横濱地方より種鶏を購入し之を飼育し良種は希望者に無代配布す(山形縣南村山郡中村)

六五 矢部藤左衛門君

矢部藤左衛門君

從來五六羽の他鶏を飼養せしも明治三十八年第一回今立郡家禽品評會開催後農家の副業として缺くべからざるを自覺し三十九年上京調査を遂げ歸來直ちに鶏舎を建築し良種鶏を飼養し新式器具を購入して孵化育成に努め四十年再び東京、千葉各地を視察し宅地の空地を利用して多數の鶏

舎を建て採卵兼用及び肉用種を各別に飼養せり爾來益々改良を加へ四十一年開催の第三回今立郡家禽品評會に養鶏一切の器具を出品し當業者に参考書冊を配布する等斯業の發達に努めたる結果岡本村は郡内第一の養鶏地となれり現今二百羽餘を飼養せり。(岡本村今立郡)

六六 三井百竈君

明治三十八年鶏舎を建設し從來飼育の五六羽を三十餘羽と爲し秋季に至り八十羽に増加して更に一棟を建て専ら孵化繁殖し四十年春に至り百四十羽に達せり其間各地の狀況を調査し改良を加へ成功を期せり而して當初採用の方針を採りしも利益少きを以て遂に卵肉兼用種を主とせり現今二百餘羽を飼養す。(福井縣今立郡 鯖江町東小路)

六七 竹澤又二君

明治三十三年大阪市より二百個入の孵卵器を購入し孵化の成績甚だ佳良なりしが知識乏しく再三の失敗を重ねたるも倦まず奮勵の結果孵化育雛漸く経験を積み着々成功せり目今「ミノルカ」種二百五十羽雌三百羽を飼養し採卵の傍ら孵化に勉む。(山東村北今立郡)

六八 後藤新三郎君

名古屋「コーチン」種を飼養す卵肉は福井市へ輸出販賣し目下四百五十羽を有す。(福井縣吉田郡 山東村下四ツ屋)

六九 達川市兵衛君

八年前より斯業に従事し勤勉熱心に斯業の發展を計り常に三百餘羽を飼養せり良種鶏を購入して繁殖を圖り鶏舎の改良、孵化及び育雛法、蟲害の豫防驅除等見るべきもの多し現今「名古屋コーチン」「ロングホーン」「ミノルカ」「アンダルシヤン」「ブリマウスロット」等三百十五羽を有せり。(福井縣津町六日)

七〇 伊藤彌左衛門君

明治十六年三月より飼養を始め再後二十六箇年間熱心斯業に従事せり現今飼養の鶏は「アンダルシヤン」「ミノルカ」の二種にして三十羽を有せり元來副業的經營なれば其の羽數多からずと雖ども農産の殘渣を以て飼料と爲し最も經濟的に飼育しつゝあり。(福井縣坂井郡 細呂木村指中)

三井百竈君

竹澤又二君

後藤新三郎君

達川市兵衛君

伊藤彌左衛門君

七一 北川清將君

北川清將君

明治十七年來養鶏に志し同年兵庫縣より「レグホーン」「ミノルカ」の二種を購入して蕃殖を計り其の後鶏卵下落し斯業衰ふるの情況なりしに拘らず之に屈せず益々改良増殖に力め農家に飼養方を勧誘して普及を計り目下各種の純良種を飼養せり（福井縣足羽郡下字坂村福島）

七二 柴田駒吉君

柴田駒吉君

明治三十六年より初めて家禽を飼養し熱心研究の結果經濟的飼養法、人工孵化及び育雛法の如きは甚だ巧妙を極ひ、各地より良種を購入して蕃殖を計りつゝあり目下「ミノルカ」「アンダルシヤン」「レグホーン」「ブリマツスロツク」等百六十餘羽を有す（福井縣足羽郡木田地方）

七三 深栖光到君

深栖光到君

明治三十年四月より凡そ一反歩の地を劃して養鶏場を設け毎年鶏卵四千餘個成禽百羽以上雞四百羽以上を産出販賣す現在成禽百餘羽を有せり（福井縣越前郡津村竹原）

七四 田中惣太郎君

田中惣太郎君

明治三十八年より養鶏業を始め漸次熱心を重ねるに従ひ飼育数を増し其の良種を撰擇し禽舎を建築して目下多數飼育し頗る好結果を收めつゝあり（石川縣河北郡小坂村字千木）

七五 北澤外之助君

北澤外之助君

明治三十九年より鶏及び鶩の飼育を創め四十年に至り禽舎を増築し本年に至り鶩の飼育を加へ目下熱心に飼養し好結果を擧げつゝあり（石川縣河北郡森本村字森下）

七六 崎田與作君

崎田與作君

幼時より家禽業に志し地方に適する良種を撰擇し之を分配する等大に郷友を誘導獎勵し今や近郷に到る迄農家の副業として飼育を爲さるもの多きに至れり（石川縣河北郡花園村字今町）

七七 廣瀬與三次郎君

廣瀬與三
次郎君

明治四十年より農業の傍ら養鶏を創始し良種を購入して飼育繁殖しだるに好結果を得るに至れり地方斯業開發の先導者なり(石川縣河北郡笠谷村字山北)

七八 藤森新藏君

明治三十六年より養鶏に従事し爾來熟練の効を積み飼育数を増加し舎舎を増築し孵化に勉め鶏を繁殖して販賣し地方斯業の發展に裨益を興ふること大なり(石川縣河北郡宇組村字鉢伏)

七九 猪谷見治君

明治三十八年より養鶏業を創め卵の貯藏法を研究し一の貯藏法を案出し大いに好果を擧げたり(石川縣宇氣村字宇氣)

八〇 多島彌太郎君

明治二十三年家禽改良に志し大に研究の結果得る處あり種卵及び雛は村内希望者に分與す又た自己の子女訓育の資料に充んとて子女をして鶏舎、運動場の掃除、飲水及び餌料の給與等日々

多島彌太郎君

猪谷見治君

藤森新藏君

清水友誼君

作業を分擔せしめ以て勤勞の習慣を養ひ且貯蓄心の涵養に努めつゝあり(石川縣能美郡金野村字金平)

八一 清水友誼君

明治二十年より養鶏業に従事し専心斯業の改良を謀り良種を購入し鶏舎改築に意を注ぎ傳染病豫防法及び消毒方法を講じ好果を收め又四十一年鶏卵貯藏の方法を實驗し好成績を得たり(石川縣能美郡中海村字荒木)

八二 玉川末太郎君

率先養鶏業に従事し東京等より種々の種禽を買入れ蕃殖を計りしも飼育上不熟練の爲一時不成績を來せりと雖も百折不撓一層奮勵し京阪地方を視察し大に成功するに至れり(石川縣羽咋郡西來村字地頭町)

八三 堀芳太郎君

夙に斯業の有利なるを覺り各地より良種を購入し熱心飼育に従事せしも好果を得る能はざるを以て四十年東京家禽業に就き實地視察を遂げ致々研究の結果今や漸く成功するに至れり種卵種禽

玉川末太郎君

堀芳太郎君

は希望者に頒ち蕃種を計りつゝあり。(石川縣風土部 藤川村字崎川)

八四 守勝太郎君

守勝太郎君

明治十七年より斯業を創め種卵、雛を獎勵的に廉價販賣し其の後東京より「アンダルーシヤ」種を購ひ桑園二千二百歩餘を利用して養鶏場を新設し人工孵化を爲し育雛に従事す進んで京阪地方を視察し大阪重技式孵卵器を購ひ折衷孵卵器及び育雛器を案出して好果を擧げ目下該器は實費種卵種鶏は廉價を以て希望者に頒ち蕃種を計りつゝあり。(石川縣風土部 徳田村字下)

八五 奥井久米之助君

奥井久米之助君

明治十九年「名古屋コーチン」種を購ひ飼育蕃殖し又東京より「ブラマ」「マンダムシヤン」種を購ひ飼養せしに共に好果を擧げたるを以て廉價販賣し家禽の普及獎勵に努む。(石川縣風土部 徳田村字江會)

八六 座主勇吉君

座主勇吉君

明治三十四年以來農事の傍ら斯業に従事せり資金を農工銀行に仰ぎ鶏舎の改造等を爲し熱心飼

育したる結果著々成功し今や負債を償却し貯蓄を爲すに至れり種鶏を廉價販賣し尙ほ青年者に飼育法を教ふ。(石川縣風土部 高岡村字沼仁)

八七 西崎命正君

西崎命正君

明治四十年家禽飼育に従事し孵卵器を使用して孵化し數千の雛を育成し廉價販賣す。(石川縣風土部 浦木村字上町)

八八 帽子山傳次郎君

帽子山傳次郎君

明治二十五年より斯業に従事し三十年頃該業衰退し同業者減少したるに拘らず一層改良を加へ又鴨を飼ひ田螺を餌に供するを發明し村内に普及せり。(石川縣風土部 徳田村字磯澤)

八九 田中甚藏君

田中甚藏君

明治二十七年養鶏に志し「パートルコーチン」種を飼育し雄一貫九百目雌は一貫目の重量を有し大に獻賞を博したるを以て之を蕃殖し利する所少からず其他「パートルコーチン」と「パンローチン」との雜種或は「パンローチン」と「レンホーン」との雜種等を蕃殖し賣却して利あり而して

富山市、寺島村等、鶏市場を設け営業者に裨益を興ふる等養鶏の普及に努む目下黒色「レダホー」種六十三羽を飼育せり。(富山縣婦員部) (江村大字本郷)

九〇 高橋常次郎君

高橋常次郎君

明治三十九年五月京阪地方を視察し歸來種禽數十種並に人工孵化器育雛器を購入し同年中八百羽を孵化育成し地方希望者に分配せり爾來漸次事業を擴張し四十年二月東京より「ミノルカ」等の種卵三百個及び「名古屋コーチン」種卵を購入し地方農家に分配せしもの二千有餘羽の多數に達せり同年鶏卵貯金會を組織し五ヶ年繼續にて會員四十名毎月廿四圓の貯金をなす、四十一年「ミノルカ」名古屋コーチンの第一回雜種前後四百有餘羽を孵化繁殖し又「プリモースロット」の育成に勉め目下飼育の各種を合して二百羽に達せり。(富山縣婦員部) (郡富山村)

九一 山本久三郎君

山本久三郎君

明治三十五年の創業にして初二十羽を飼育し三十六年に五十羽三十七年に百羽三十八年に百五十羽同年末に於て更に百羽を増加し爾後三百五十羽と下ることなし久三郎君養鶏業に志すや先づ

各地の斯業状況を調査し適地を撰擇して理想の鶏舎を新設し二十羽を容れて漸進的成業を爲さんと試み逐次擴張して遂算なきを得たり四十一年九月新に種禽舎を設置し種鶏を購入し其種卵を郡内外に賣却して斯業に裨益せり而して久三郎君は鶏舎清潔法、給飼の取扱、從業(飼養管理)に就き意を注ぎ且つ宿り木に産卵箱に輕便なる良器を案出し又餌箱を發明し共に同業者に用ゐらる一箇年間に於る三百五十羽に對する收支計算上の純益は金八百十五圓六十七錢五厘を示せりと云ふ。(島根縣能登町) (村大字利弘)

九二 光藤龜太郎君

明治二十九年養鶏業を開始す當時は一般に斯業幼稚なりしを以て京都、名古屋地方に於ける飼育の實況を調査し大に斯業の革新を企圖すべく事業を経営せしも當初は失敗の不運に遭遇し幾多の損失を蒙り一時悲境に沈淪せしも百折屈せず苦心經營し明治三十二年の頃より江口式孵卵器を使用し其繁殖を計り漸次業務を擴張せり養鶏場は二百八十坪にして「ミノルカ」「レダホーン」「アンダルシヤン」「名古屋コーチン」等五六百羽を飼養せり現今岡山市に於ける養鶏業大に進歩せる者畢竟龜太郎君與つて力ありしと云ふ。(岡山市大) (宇下西川)

九三 多賀壽一君

多賀壽一君

小田郡農友會の會務執筆の傍ら通俗農談會を開き農家の副業として養鶏の利を奨め京阪及び名古屋地方の實況を視察し大に種類の改良及び飼育法の改善を説き農友會の事業として同地方より「コーチン」「レグホーン」「アンデルシヤン」を購入し種卵を配付し其の蕃殖に努めたりと雖も資足らず進歩の遅々たるを嘆き大に私財を投じ改良鶏舎を建設し多数の種鶏を移入し種卵の分譲を爲し人工的雜種卵肉用の良種を得んか爲め苦心し又實用的なる假母器を發明し多賀式假母器と稱し廉價に製造販賣し育雛の便に供せり今や斯業に熟達し壽一君の指導を仰くもの尠ならずと云ふ
(岡山縣小田郡中川村)

九四 岡崎左吉君

岡崎左吉君

明治二十八年家禽業に志し縣下綴坂郡坂本村に於て數十羽の養鶏を開始し爾來幾多の失敗を排し稍々成功の機運に向ふや同三十四年郷里津森に鶏舎を新築し専ら斯業に従事したる結果今や大に成功し成禽五百以上を飼育し毎年收益優に五百圓を下らずと云ふ
(香川縣津森郡)

九五 猶崎道太郎君

猶崎道太郎君

明治三十三年より業を創め漸次擴張の結果現今二十二間に亘る建坪四十八坪十一室の鶏舎と編坪一反歩の養鶏場に三百餘の洋鶏を飼養するに至れり道太郎君は斯業に頗る熱心にして家族擧て之に従事し人工孵化に去勢術に經驗を積み良種卵を廉價配布し後進者を奨励する等斯業の發達に努む
(福岡縣藤島郡吉村大字吉井)

九六 北島善太郎君

北島善太郎君

明治二十八年頃より斯業に志し三十一年始めて鶏舎を新築し業を創めしも再三失敗を重ね三十七年孵化法を案出し育雛法を改善し飼育場敷棟を増築し苦心經營の結果著々成効し三百乃至七八百の成禽を飼養するに至れり
(佐賀縣小城郡三日月村大字三ツ島)

第三 家禽功勞家實歷

一 技師小田切榮三郎君

初より家禽を愛し種々の種類を飼養し小學校に通學する間も鳥狂の名を付せられ愛禽仲間より種卵の雌雄鑑定を依頼せられ其の過半以上適中したりと云ふ明治十七年札幌農學校豫備科に入學し本邦家禽と洋鶏との優劣比較及び鳴禽の歴史的事實を學び後學業を卒へ明治三十一年御料局釧路國川上出張所に職を奉ずるに至り東京より「金色ワイアンドット」種卵を取寄せ孵化して雄一羽を得たり仍て之に朝日奈種と「コーチン」雜種との雜種なる雌鶏(有毛髯)を配し次で三十五年軍鶏の血液を混じ「ワイアンドット」種に以て毛髯を有するものを得たり而して他の兩洋鶏に比し優れる點は毛色美麗にして肉一層美味卵數百乃至五百五十個重さ十六匁乃至十八匁卵殼堅固にして運送に耐ゆること等とす明治四十一年第二回北海道畜産共進會に參考品として出品せり尙ほ性質固定確實なるを待ち弟子屈種と命名せんとすと云ふ又本道に於ける七面鳥種の退却せるを憂ひ明治三十四年東京より一番を移入し爾來改良の結果同三十七年第一回北海道畜産共進會に於て二等賞を得現今同種は石狩、釧路、十勝、根室、北見の諸國に於て到る處蕃殖するに至れり尙ほ

技師農學士小田切榮三郎君

多年の研究に因り造稽する處最も多きを以て本道に於ける斯界の泰斗と仰がれ品評會共進會には必ず審査委員に擧げらる(釧路國川上郡弟子屈村當時帝室林野管理局札幌支廳川上出張所長)

二 佐藤信平君

明治十九年東京府下南葛飾郡寺島村に家禽飼養場を設置し同二十五年乳牛飼養を兼ね後増築の爲め小石川區西青柳町に移轉し同三十年六月期業を廢止せり之より先明治二十一年同志と共に家禽の改良發達を圖るの目的を以て日本家禽協會を創立し爾來幹事に擧げられ其會務を司り以て今日に至る明治二十三年東京家畜雜誌を發行し三十七年之を日本家禽協會の専屬雜誌となし日本之家禽と改題し引續き之を主宰す其他家禽圖譜、日本家禽審査法、日本家禽全書、家禽標準を著述發行し勸業博覽會共進會の審査補助又は審査員となり卅九年家禽業視察の爲め農商務省囑託員として北米合衆國に渡航し同四十年歸朝新業に貢獻したる事績少しとせず(東京府葛飾郡)

佐藤信平君

三 江口百太郎君

明治十二年より和鶏を飼養し十八年より洋鶏種の飼養を研究し二十一年種畜産殖場と稱する

江口百太郎君

台資的の種禽場を組織し場主に推されて飼養管理の衝に當り二十二年米國より純良種入種同二十三年三種を輸入し以て蕃殖を計り一面種雛の分譲を爲すと共に他方に於ては専ら良種の育成に勉めたる結果博覽會品評會より資を受くること多し二十三年種禽産殖場は營業満期と爲りたるを以て任意解散すると同時に以來營業界を脱して實用的養鶏を専とし特に系統繁殖、飼料の産卵に及ぼす影響其他養鶏の實用的方面に就き研究を繼續せり而して明治二十二年孵卵器の製造に應じ遂に江口式孵卵器を發明し三十四年に至り世の需用大に増加せるに依り之に應せんが爲め孵卵器合資會社を設立し之が技術上の顧問と爲り孜々經營今や其使用者全國に普きのみならず近來清韓地方に輸出するに至れり百太郎君命を受けて東京府下の家禽業の調査を爲し或は品評會の審査を囑託せられ雜誌家禽界を發行し人工孵化育雛法と題する書を著す等斯業に盡せる功勞大なり

(東京府荏原郡品川町南品川宿八九七)

四 風間嘉一君

農事改良に熱心にして殊に農家の副業に専心考慮しつゝありしが去四十年九月愛知縣の養鶏業を調査し大に得る處あり直に母鶏數十羽を求め來り村民に配布し以來之れが繁殖に力め桂村一圓

風間嘉一君

を區域とし養鶏組合を組織し推されて組長となり孜々經營の結果成績良好にして裨益少なからず

(京都府葛野郡桂村字下桂)

五 松本兵武君

兵武君は農にして現在飼育の鶏數二百餘羽八棟の鶏舎(百五十坪)と三千坪の運動場とを有し一年間に四五千羽の雛鶏を産出する大規模の家禽場あり後樂園養鶏部と稱せり、本部は明治二十八年の創立にして地方農家に種卵を廉價に分與し屢々數百圓を投じて歐米より優良種禽を輸入し繁殖に努む特に輸入に係る「プレタール」種は體質強健産卵旺盛なる實用種なるを以て力を此種の普及に盡し又英國「レット」系大冠「黒色ミノルカ」は明治四十年十二月日本家禽協會主催一府七縣聯合家禽品評會に於て一等賞を得たり斯の如く優良種を繁殖し普及したる功勞大なり(横濱市)

松本兵武君

六 德田左一郎君

明治三十二年德田種禽場を開き爾來屢々歐米各専門家禽場より優良種禽を輸入し或は自ら歐米を巡遊して斯業の實況を視察し特に「モルガン系黒色ミノルカ」の如き良種禽を携へ來り之れが

德田左一郎君

繁殖普及に努むる等功勞少しとせず。(中村町)

七 木村文太郎君

明治三十三年横濱中村町に養鶏業を創め歐米より屢々珍種を輸入し其種の紹介に力む、洋鶏中「胡桃冠横斑プリマウスロック」の如き或は白色「レグホーン」の如き共に聲價を博し特に白色「レグホーン」は東京勸業博覽會に出陳して一等賞を得千葉縣地方に於ては「木村系白色レグホーン」と稱し推重せらるると云ふ君の外周布兼道、伊藤菊三郎君も熱心なる養鶏家にして改良普及に力め功勞大なるものあり。(中村町)

八 佐藤保多郎君

組合今日の隆盛を見るに至りしは一に組合管理者たる保多郎君の懇篤なる指導熱誠なる獎勵に出でたるものにて其他保多郎君が多額の費用を投じて純粹なる鶏種を購入し産卵を組合員に分譲し熱心啓蒙に任じたる功勞最も顯著なり。(沼津川井村)

木村文太郎君

内ヶ登
森組合
保多郎君

九 持木源藏君

明治二十五年二月東京より「單冠ブロオン」「レグホーン」及び「パフコーチン」種卵を購入して孵化せしめ爾來熱心改良を圖り明治三十九年一月より向ふ一箇年間帝國農會一致協會員に種卵十六種を無代分與し地方農家に養鶏の有利なるを説き種卵を分與したる等斯業に貢献したる功勞大なり各地の品評會に於ける受賞亦頗る多し。(埼玉縣入間郡三芳野村大字横沼二十番地)

持木源藏君

一〇 中村重太郎君

君は寡言にして實行を旨とし相當の資産と名望を有し再三選ばれて村長となり現に其の職に在り夙に農村の疲弊を憂ひ専ら勤儉を唱へ青年夜學會を起して切に風俗の改善に努め就中細民の困憊を救ふの捷徑として養鶏に勝るものなしとし明治二十三年より之が獎勵に勉めたる結果一時急速の熱度を以て流行したる爲管理の不行届を來し遂に失敗を招き明治三十一年頃は殆んど養鶏の聲を絶つに至りしも尙觀る所あり自費を抛ち遠く縣外に視察し普く管理飼養方法を研究し非常の困難を排し再び奮起して自ら百數十羽を飼養し範を示したる外時々印刷物を配付する等村民をし

中村重太郎君

て合理的飼養法を以てせば其の有利疑ふべからざるを知悉せしむると共に漸次斯業の隆盛を來し現今毎戸一ヶ年平均優に六十圓以上を收得するに至り一般金融に餘裕を生ぜしめ遂に村税滞納の弊を一洗し自治の模範村たらしめたるは重太郎君が養鶏を奨励したるに負ふ所大なりとす。(埼玉相模村)

一一 島崎貞君

各地より良種卵を購入し之を希望者に無代にて交付せる等成績稍々見るべきものあり其の他四十年四月山田郡農會に於て家禽品評會を開催したる際之が委員として出品勸誘に力を盡し常に種類の改良飼育の方法を研究して一般飼育者を指導し特に功績あり高木榮枝、長谷川法吉、岩澤善吉、齋藤元四郎、常見誠一、岩崎誠三、川瀬要一郎、荒清記の諸君亦た君と共に其の功勞多大なり。(群馬縣山田郡桐花町)

一二 大川倉右衛門君

明治六年より養鶏に従事し其規模狭小なりしも漸次經驗を積み飼育上收支計算を明かにし各地

大川倉右衛門君

島崎貞君

に出張し講話を爲して普及に勉めたる結果各小學校に於ても飼育に従事し兒童をして養鶏の有利なるを悟らしめ授業料の如きは自己の飼養したる鶏卵を以て納付せしむるに至りたる等農家の副業として適切な範を示し尙種類の得失飼育方法を示し斯業の發達に努めたる結果同地方に於ける養鶏は縣下有數の盛況を呈するに至れり(千葉縣匝坂郡野田村)

一三 佐藤角次郎君

角次郎君は村長の職にあり傍ら同村家禽組合を組織し卵肉の共同販賣を爲し貯蓄を奨励するの目的を以て種禽種卵を購入し孵卵器及び假母器に據り孵化育雛を爲し種育并雛を配付しつゝあるを以て近來該地方の養鶏業漸く發達し來れり(千葉縣安房郡山本村)

佐藤角次郎君

一四 三木太一郎君

明治十九年十月始めて洋鶏を買入れ飼養を試み明治二十六年東京に於て滋賀縣人某と謀り東洋家禽協會を組織し更に明治三十二年日本家禽業組合を設立し其の幹事長となり三十四年郷里に於て千葉縣鶏友會なる一團を作り機關雜誌を發行して縣下同業者に配布し養鶏の必要と種類の改良

三木太一郎君

を促し三十五年に至り同會を千葉縣家禽協會と改稱し事務所を太一郎君宅に置き自ら協會の經營と擴張とに當り家禽業の啓蒙に努めたり、又三十五年輕便廉價なる解卵器及び育雛を工夫案出し同業者に分譲し或は實地に育雛の狀態及び使用法を説明する等斯業に對する功大なり。(千葉縣山武郡大網町)

一五 布施甚七君

鶏種雜駁にして一定の標準なく且つ其退歩に著しきを憂ひ明治三十一年洋鶏を購入し以て種類の改良を圖り常に地方養鶏家の指針を以て自ら任じ改々本業を持續し改良の木鐸と稱せらる、日露戰爭前後より卵肉の必要益々多きを加ふるに際し京濱間より改良種禽數種を購入し普及に努む明治四十年山武郡家禽協會を組織し推されて會長となり千葉縣家禽協會を設立し幹事長となりて事務を執掌し斯業の發達盡力せる功績少からず。(千葉縣山武郡東金町)

麻生恒雄

一六 吉野忠吾君

明治三十五年東養鶏組合を組織し組合長となり私費を以て種禽を飼養し組合員に對し其の種卵を極めて廉價分配し或は自資を投じ市價廉なる時に際し各種餌料を購入し置き組合員の需要に應

吉野忠吾

じ原價の儘無利子にて貸付し又其の産卵を競賣に付し一而貯蓄を獎勵する等専心斯業の發達に力めたる結果組合は益々盛況に赴けり。(千葉縣山武郡東村)

一七 麻生恒雄君

多年養鶏業に従事し勉めて多産の種類を撰み常に三百羽乃至五百羽を飼養し以て實利的經營の範を示し傍ら優良なる種禽を飼育し廉價を以て種卵の供給をなす等直接間接に斯業發展に裨益する所多し印幡郡佐倉町佐治純君亦た君と同一の功勞者なり。(千葉縣千葉郡千葉町)

麻生恒雄

千葉郡千葉町原庫二、鶴岡新之助、香取郡東大戸村神崎貞吉、同郡八都村平野太郎、同郡佐原町櫻井仁太郎、同郡古城村金杉都五郎、石毛辰巳、匝瑳郡共和村石島榮治郎、長生郡太東村芳野菊之助、東葛飾郡葛飾村赤星雲道、同郡七福村田中小五郎、君津郡中村杉谷彌之吉、同郡中郷村佐久間省三、市原郡戸田村御籠納源太郎等の諸君は夙に家禽の改良發達に意を注ぎ各種種卵を購入し種卵の供給を圖り以て優良種類の普及に努め或は團體を組織し公衆の利益を計る等斯業の發展上裨益する所尠からず現今到る處改良種の群を見れば諸氏の力與て多きに因ると云ふ

一八 永井謙藏君

永井謙藏

明治十九年本縣勸業課長たりし當時ライト氏家畜書に依り西洋に於ける養鶏業の發達せるに感じ直に横濱に到り米國領事館に就き種禽輸入の方法を請じ遂に「淡色ブラマ」「バンコーチン」二種を輸入し専ら管理繁殖に勉め汎く種卵を販賣したり是れ千葉縣に於ける輸入鶏の嚆矢にして又現今養鶏の發達を見るに至りたる起原茲に存し其功績没すべからざるものありと云ふ(千葉縣千葉市)

一九 石川鹿君

石川鹿君

明治三十四年四月始めて家畜改良に志し洋式鶏舎の設備をなし専ら採卵鶏に關する研究をなさんとし「ランマッシュ」「黒色バンバック」「ミノルカ」「アンタルシヤン」其他二三の種鶏を購入し模範的飼養に努め同三十六年の換羽期に至る迄専ら此種の生産力及び其の健否幼鶏發育の歩合及び其の飼養法鶏舎の適否一般飼養法等養鶏事業に必要な事項並に斯業發展の基礎を攻究したる結果果洋式鶏舎は費用多く農家の副業として利なきを認め更に僅少の經費を以て經營せらるゝ鶏舎を案出し次いで「名古屋コーチン」種を飼育し好結果を挙げたるを以て益々之れが蕃殖を爲し小作人

を奨励して飼養せしめ各地の品評會共進會の審査を行ひ又は各所に講話會を開き輕便育雛器を發明し希望者には無料配布を爲し構造及び使用方法等熱心指導獎勵に努めつゝあり功多し。(茨城縣龍崎町百六十四番地)

二〇 出村巴君

出村巴君

兒童の勤儉貯蓄獎勵の一策として養鶏を奨めんとし明治三十五年四月先づ飼養を創め種卵は三十七年より兒童及び其の家庭の希望者に無代配付を爲し孵化せしむ而して兒童には家庭養鶏の外別に二三の雌鶏を有せしめ其の産卵は賣却して以て貯金の基礎と爲さしむ特に種類と改良に意を注ぎ三十七年末より「黒色ミノルカ」「白色バンコーチン」の兩種を撰み種卵及び雌の配付に勉めたるに結果頗る良好なりき四十一年末に於ける成績を擧ぐれば左の如し。

	明治三十六年	明治四十一年
在籍兒童數	春 四二二 秋 四一七	春 五三二 秋 五一〇
家庭養鶏數	同 四、四八一	同 三、二九五
養鶏兒童數	同 九七	同 一〇二
兒童有鶏數	同 一七二	同 二六八

尙ほ明治四十年より良種を増し飼育繁殖し隣村に於ける小學校同窓會及び青年會或は有志者の希望に應じ家禽改良上の講話をなす等孜孜斯業の改良發展に努力しつゝあり斯業の功勞多しとせず。(茨城県茨城郡吉沼村立等常高等小學校訓導兼校長)

一一一 丸山義一君

明治三十七年良種禽多数を購入し斯業に従事せり爾來熱心改良普及に勉め繁殖の種卵種禽は廉價を以て分與し去四十一年の如きは種卵二百五十餘個種禽三十羽種雛二十餘羽を無代分與し又小學校運動會に種卵配付券を寄贈し或は家禽の去勞を指導し或は品評會共進會の審査に従事し或は農事試験場へ種禽を寄贈し或は品評會共進會に參考品を出陳する等斯業に對する成績少からず現時成績八十餘羽種雛五十餘羽を有し良種類多し。(茨城県茨城郡古河町大字古河二百十番地)

一一二 渡邊勘次郎君

君は醬油醸造業を營ひと雖も夙に勸業事業に意を注ぎ諸般の事業に幾多の資金を投じ其の功績多しなからざるも殊に家禽業は農家の副業として最も有益なるを認め諸種の良種類を飼育し之が普及を圖り現に自宅に於て鶏七十有餘羽、鶉十五羽、七面鳥十二羽其他諸種の動植物を試育繁殖しつゝありて専ら普及に努むる功や多とすべしものあり。(栃木縣下都賀郡家中村大字家中五九八四)

丸山義一君

渡邊勘次郎君

一一三 中三川清之進君

勸業に熱心にして屢々私財を抛て實行普及を圖り事業多く成功せり而して家禽業に就ては數十羽の洋鶏を飼育し殊に鶏卵の化卵等をなして専ら繁殖を圖り農家の副業的養鶏として適當すべし種類の飼育試験をなしつゝある等他の模範と爲すに足る。(栃木縣下都賀郡國府村大字大光寺一番地)

中三川清之進君

一一四 森本鐵右衛門君

夙に農事の改良發達に留意し就中普通農家に副業の必要なるを認め而して家禽業は最も適切なるとし三十八年中名古屋及び東京府下を視察し歸來良種鶏を購入して飼養繁殖し四十年中には約三百羽を算せり又簡易なる孵卵器を案出して實用新案登録を出願し之が許可を得或は地方の町村農會等を促し率先盡力して品評會共進會の開催に努め或は私費を以て各地の斯業調査報告を爲す等功勞少しとせず。(栃木縣足利郡足利町)

森本鐵右衛門君

田村律之助君

二五 田村律之助君

夙に家禽の種類の撰擇改良に注意して多數を飼育し普及を謀りつゝあり現今縣農會副會長の職にありて共進會等を開催し之が獎勵に資し其の他町村農會を促がして斯種の會を開催せしむる等公私相俟て斯業の改良進歩に努む(栃木縣下都賀郡水代村大字西水代)

二六 小柳津友治君

小柳友治君

明治二十四年頃父より分與せられたる資本金四千五百圓の三分の一を養鶏費に投じ數百羽を飼育せしこと二ヶ年餘遂に成効の見込なかりしを以て舊居住地澁美郡大崎村より前記の地に移轉し大に規模を擴張せしが明治三十年鶏虎列刺病流行し半數以上斃死の災に罹り其餘は撲殺或は賣却し一時休業の悲境に陥りたり然れども之に挫折せず再舉の計畫を爲し幾多の困難を排して業務を擴張し最も多かりしときは五千羽に達せりと云ふ爾來熱心經營し經驗の結果は之を他に傳習し懇到を極む就中學理を實地に應用し以て飼料の低廉なるものを撰擇し且産卵の多少を鑑別する方法を案出せり此方法は篤志者に傳授して惜まらず傳習生にして自今成効の地位にあるもの少からず

東部園田中知吉君

二七 田中知吉君

と云ふ又大阪内國勸業博覽會に養鶏方案を出品し三等賞を受け現今家事の都合により業を廢せざるも間接直接に斯業に對し盡したる功勞大なり。(豐橋市大字五町)

近藤庫三郎君

二八 近藤庫三郎君

夙に養鶏業の有益なるを覺知し明治三十五年創めて該業を營む初め二百羽以上を飼育し明治三十年に至り四百以上の種卵を孵化せしめたり飼料及び氣温の關係上約三分の二を斃すに至れり爾來其飼育法を研究し極力斯道に盡瘁せる結果大に成功し現今四百羽以上を飼育し一ヶ年老鶏及び産卵の賣却高千圓以上に達し飼料其他の雜費を控除するも尙四百餘圓の純益を得るに至り倍々飼育法に意を注ぎ斯業の發達に力めつゝあり(山梨縣中區原郡花輪村)

海津郡は從來家禽飼養者多かりしも其種類雜多にして實用的のもの少かりき庫三郎君深く之が改良の必要を認め自ら東京横濱地方の家禽業を視察し三十九年頃より純粹「ミノルカ」「レグホーン」種を購入し横範的禽舎を建て一般公衆に觀覽せしめ亦た種禽及び種卵を希望者へ無代配布

する等改良蕃殖を圖りたる結果日ならずして郡内に傳播し著しく種類の改良を見るに至れり其他
斯業發達に盡せし功績少からず。(岐阜縣海津郡海津町大字地)

二九 西部金兵衛君

西部金兵衛君

夙に養鶏業に志し之が普及を圖らんが爲め斯業に關する雜誌を購讀し又各地の養鶏場を視察し
て飼養管理の方法を考究し地方農家が從來飼育の雜駁なる種類は經濟上不利なるを憂ひ専ら良種
の選擇に努め自ら純良の雛又は種卵を購入して配布を爲し亦病鶏ありと聞くと即ち其の藥劑を無代配
付し尙同地に軍人遺族會あり之れが家族に種禽、種卵を配布飼育せしめつゝあり而して郡農會に
於て養鶏品評會開設あるや卒先盡力する等地方に於ける斯業の發達に貢献したる功勞大也。(岐阜
縣郡上
有知町)

三〇 澤田鶴雄君

澤田鶴雄君

明治二十一年初めて種禽三羽を求め本業を開始し爾來漸次禽数を増し二十九年三月家産を擧げ
て斯業に投じ産卵の目的を以て蕃殖を圖ると共に地方適切の種類を選擇し刻苦經營今や稍々其の
業志を達し成績良好なり郡内に於ける家禽業逐年發達するに至りたるは一に鶴雄君を模範とする
ものにして斯業に對する功勞尠からざるなり。(岐阜縣大野郡大野村大字花里)

三一 巨理胤正君

巨理胤正君

多年斯業に従事し改良發達を謀れる結果改良種着々普及し農家經濟上益すること大なり曩日遠
田縣農會長は功勞狀を與て其功勞を表彰せり。(第二項參照)南郷村宮崎太藏君亦た君と共に功勞
狀を與へらる。(宮城縣遠田郡遠田町大字地)

三二 小池信好君

小池信好君

夙に農家の副業として養鶏有利なるを認め斯業に關する視察を遂げ數十種を飼養し以て種類の
改良等に大に研究を遂げたり又共同經營の必要を認め西白川家禽會の發起人となり選まれて同會
長の職に就き爾來益々之れが獎勵を爲し進んで生産物の販賣消費物の購買の斡旋をなす等斯業の
爲め貢献する尠からず。(福島縣西白川郡西白川町大字地)

三三 岩 館 武 敏 君

岩館武敏君

地方農家の利益を増進せんが爲め家禽の改良を唱へ明治二十年冬四十餘羽の洋種鶏を購入飼育し普及せしめんとせしも優良のものにあらざりしを以て更に時の郡長に説き聯合町村費を以て純洋種鶏數番を購入し之を秋期に於て雛二番を納入するの規程の下に篤志者に貸付し普及を希圖せしも結果宜しからず次いで二十三年二月「ベンタホーン」「ミノルカ」及び「スベニツシュー」の種卵を得茲に初めて純洋種鶏を飼ふことを得翌二十四年東京より「ミノルカ」「レグホーン」「ブラマ」等を購入飼育の結果「ミノルカ」種は能く地方に適するを確め爾來之が普及に力め遂に二十六年十一月福間家禽協會を創設し自ら會長となり益々「ミノルカ」の普及に力を盡し他より「ミノルカ」協會福岡「ミノルカ」の稱を受くるに至り爲めに地方家禽の改善に貢献したる功勞大なり明治四十一年四月二日郡農會は功勞表を贈れり。(岩手縣二月) (郡農會町)

三四 江 渡 要 吉 君

江渡要吉君

夙に家禽改良を企圖し明治三十七年以來京濱地方より「プリモースロック」種を移入し専ら之れ

が蕃殖に努め完全なる鶏舎を新設し三十九年孵卵器育雛器を設備し年々百有餘羽の成鶏を飼養し以て種禽種卵を實費にて一般希望者に配付し又た年々新たに輸入種の蕃殖を圖り地方鶏種の改良上力を致すこと茲に數年四十年七月同村に於ける家禽購買販賣組合設立の動機亦氏の力に依るもの多かりしと云ふ。(青森縣東津輕郡) (新城市大字石江)

三五 奈 良 義 幹 君

奈良義幹君

明治三十年養鶏に従事し年々京濱地方より種禽種卵を購入し孵化蕃殖を圖り三十五年四月規模を擴張し孵卵器を使用して孵化益々努め之が生産雛及び卵を分與又は實費配付を爲す等地方に於ける斯業の發達は義幹君の力に俟つもの尠からず而して去四十一年に於けるや同郡農會の各町村農會に配付せる種雛の如き皆義幹君の生産に係るものにして其他配付せるものを合算せば總數九十九番種卵三百個に及べりと云ふ現に其の經營に係る相野實業會家禽組合部の如き設立以來着々其の効果を收めつゝあるも義幹君の熱誠なる援助に因るものにして又鶏舎の設備飼養方法の完全なる等地方に於ける斯業改良の先覺者として稱せられつゝあり。(青森縣西津輕郡) (田村大字上相野)

三六 宮浦力四郎君

宮浦力四郎君

明治二十二年大畑卵ためる會を創立し爾來鶏種の改良と貯蓄の實行を獎勵し茲に二十有餘年の星霜を重ね終始一貫種々なる困難を排し専ら經營の任に當り今日迄健全なる發達を遂げ來れり而かも其の利益たるや年を重ねる毎に増加し自然發達思想の普及發達すると共に會員數亦増加し鶏卵賣却代の如き自ら之を取纏め會の定めたる利子を以て希望の會員に貸付し來れるが明治三十七年五月第五回の利益配當に際し五百圓を豫金して玉井吳服合名會社なるものを組織せしめ爾後利益金は同會社に預け入れ利殖せしむる等配當金の大部分は有利なる資金として活用せられ産業上受くる所の利益大なりとす今や會員四十五名、株數五百七十五株、積立金二千圓の多額に達せり。
(青森縣下北郡大畑村大字大畑)

三七 松尾由郎君

松尾由郎君

現今五月家禽會會長たり由郎君は明治二十三年時の會長たる金澤某の後を襲ひ率先「淡色ブラマ」を輸入し爾來十有餘年一日の如く屢々新鶏種の輸入を圖り同志者を集め協會を創設し共同一

致斯業の改良普及に努め年々品評會を開設し之が發達に資せり二十七年五月伏見宮殿下より木杯及酒肴料御下賜の榮を得會員として益々熱誠の力を致さしめ絶を地方に示し以て同會今日の盛況を見るに至りしもの由郎君が専ら鞠躬精勵の功績與つて力ありとす。
(青森縣三月五日 月村大字五月)

三八 鎌田壽平君

鎌田壽平君

明治五年以來専心養鶏に従事し此間三十餘年一日の如く放て多數の鶏を飼育するにあらざるも初め地方に於ける地鶏を飼育せしが同二十四年に至り新種「ブラマ」種の輸入ありしを機とし専心之れが飼育を爲し漸次新種鶏の蕃殖改良を圖り三十四年十月津輕家禽會の創立者となり同三十五年十一月津輕物産品評會に於て「コーチン」種三十六年三十七年には地方物産品評會に於て「アンダルシヤン」及び「黒色ミノルカ」の兩種を出陳して賞を得亦津輕家禽會を弘協會と改稱し尙三十九年十二月青森縣家禽協會の幹事となり次いで四十一年一月同會の名譽會員に推薦せられ此間種々なる困難を排し一意當初の目的を貫徹し地方斯業界に範を示し以て裨益を興へたるの功勞動からず。
(弘前市大字東長町)

三九 新關帷三郎君

新關帷三郎君

夙に家禽業に志し各地より種禽種卵を購入し飼育すること久し明治三十四年購入したる「單冠白色レグホーン」は壯健にして且産卵的良種なるを認め地方民に飼養を勸誘し三十六年まで種卵の無代配布を行ひ孵化せしめたるもの、人員七十五人卵數四百八十、三十六年よりは「金色シブライトバンダム」を擴め又三十八年には「銀色ハンパーク」の地方氣候に適し飼育容易にして且産卵多く前者に優るを認め種卵五百餘を配付し蕃殖獎勵に努めたる結果今や同村は殆んど毎月飼養を見るに至れる等帷三郎君の功勞や大なり。(山形縣東村山 郡大曾根村)

四〇 高橋保君

高橋保君

明治二十一年始めて家禽業を創む爾來農業の傍ら家禽の有利なるを唱導し多額の經費を投じ東京地方より「レグホーン」「ミノルカ」「アングルシヤン」「ブラマ」種を購入蕃殖し村内希望者に配付し普及を圖りたる結果今や斯業發達し見るべきものあるに至れるは畢竟保君の熱誠の致す所なり(石川縣能美郡 四尾村宇布橋)

四二 吉野成彦君

吉野成彦君

明治三十九年養鶏室を新築し東京、名古屋地方より種禽種卵を購入し又郡農會の配付に係る種禽を孵卵器を以て蕃殖し小作人に對し種禽の雛を貸與し其の方法は飼育し成長したるときは其の二分の一を無代償にて分與し倍々蕃殖せしめたるに成績良好にして漸次斯業發達するに至れり。(石川縣 羽咋郡)

四三 道工國松君

道工國松君

明治二十七年頃より養鶏業に志し爾來今日に至る其の間鶏疫の流行に際し非常なる打撃を受けたることありしも常に堅忍不拔の精神を以て改良を加へ近時飼養數五百有餘羽を算するに至れり而して四十一年三月より雌鶏の無代配布を實行し竹原町及び附近の農家等之が配付を受け新に斯業を創めたるもの三十餘戸に及び又育雛器及孵卵器を工夫製造し自ら之を使用して好果を收めつゝあり尙家禽販賣組合を設けんとし研究準備中なりと云ふ而して同郡に於ては將來斯業の發展上國松君の力に俟つもの多きの故を以て金六十圓の郡費補助を爲せり。(廣島縣竹原町)

四四 佐々木正夫君

佐々木正夫君

君は元來蠶業を営み地方の斯業改良發達に上貢獻する所、妙しとせず、從つて同村は郡内有數の養蠶地と稱せられ、農家唯一副業たりしも、村内桑園に乏しく、發展の餘地なく、漸次衰退の傾きに至りしかば、正夫君深く之を遺憾とし、養蠶に代ふるに他の副業の物興を期せり、而かも養蠶業に代ふるの副業は養鶏業にあることを看取し、先づ試験として、明治三十三年の春、洋種中の改良産卵鶏二三種と「名古屋コーチン」種を購入し、農家として飼養の程度、各種類成育の遲速、産卵力の多少、天然と人工との孵化育雛方法及び飼料の適否等を試験すること三ヶ年に及び、漸く確實なる成績を認め、三十六年春、季より稍々規模を大にし、更に鶏舎を増築し、一百餘羽の雌鶏を蕃殖し、次て三十七年春、雌鶏三百餘羽を増殖せり、斯くして、實驗を積みたる結果に依り、漸次禽數を増加すると同時に、其の利益の多大なるを確知したるを以て、茲に獎勵するの意を決し、一面鶏の貸與法を定めて、希望者一戸に付、雌鶏十羽雄鶏一羽宛を貸與し、他面には、鶏講なるものを組織し、汝々普及を圖りたる爲め、今や村民競ふて養鶏業を開始するに至り、禽數の如き益々増殖し、日々産出する所の卵は、絶えず市場に販賣せらるゝに至り、村内戸數四百三戸の内、十羽未満三百四十三戸、十羽以上五十七戸、五十羽以上二百羽以上

一戸總禽數二千(十五ヶ年の産卵二十萬一千五百個、格三千六百二十餘圓に達せり、是れ全く正夫君の功勞に依れり)と云ふ而して、鶏講組織の大要左の如し。

- 一、鶏講は十二人を以て一組とし、十二ヶ月を以て一期とす。
 - 一、講員は毎月十五日夜集合し、抽籤を行ひ、當籤者へ金拾貳圓を渡す。
 - 一、講員は毎月金壹圓づつを十二ヶ月間納むるものとす。
 - 一、前回金拾貳圓は種鶏買入の外他に使用することを得ざるものとす。
- 毎月十五日夜の集會に養鶏に關する講話並に研究をなし、又種卵の分與を行ふ(廣島縣實成郡川上村)

四四 澤田なを君

澤田なを君

明治三十四年八月、夫死亡後、裁縫を業とし、生活費を得つゝありしが、同三十七年六月、少數の鶏を飼育せるを創とし、爾來熱心に蕃殖を圖り、一時百三十餘羽の多きに達せしが、其の數は時に依り増減ありしも、今日に於ては成禽四十羽を飼育し、生活費を補ふに至れり、繼續四ヶ年、收支相償はざるは自己の管理の拙なるを確信し、鋭意飼育の法を研究しつゝあり、而して明治四十年七月、尾道家禽購買販賣組合の設立に際し、直ちに組合に加入し、尚他の養鶏家を勸誘して、組合に加入せしめ、能く定款を遵守

し組合の爲め貢献する所少からずと云ふ。(尾道市土庫町百七)

四五 小出 多 君

明治三十二年夫末太郎君に嫁し刻苦精勵十年一日の如く終始相儉らず夫末太郎君は精米所機關工として終日勞務に服し家計富裕ならずと雖も普通生活をなし得るの資力あるに拘らず本人は炊爨の傍ら畑一反歩弱の小作をなし尙其の傍ら明治三十七年一月四羽の鶏を飼育せしを創としめ爾來五ヶ年を経るも孜孜として倦まず漸次増加して現今五十羽に達し其の所得に依り日常の費用を辨し尙餘す所は貯蓄となす明治四十年七月尾道家禽購買販賣組合の設立あるや率先組合に加入し而も出資二口を有し能く定款を遵守し組合の爲め貢献する所少からずと云ふ。(尾道市四御所町)

四六 宮崎千代松君

明治三十九年一月米國より多少の資を得て歸國後養鶏業を營ひ爾來三年間時に多少の失敗に遭遇せしも常に不撓不屈の精神を以て斯業に精勵し約百羽の鶏を飼育し豊富に産卵せしむるが如き老練なる養鶏家を遊易せしめんとするの成績を擧げたり去る四十年七月尾道家禽購買販賣組合の

宮崎千代松君

設立に際し發起人となり出資一口を有し尙十數名の養鶏家を勧誘して組合に加入せしむる等組合に貢献する所少からずと云ふ。(尾道市四御所町)

四七 竹内 節 造 君

明治三十三年頃より斯業に志し種卵を購入繁殖し數十羽を飼育しつゝありしが、都合に依り一時減少して「レグホーン」種のみ數羽を飼養しつゝありたり當時村内には副業的養鶏者なかりしを以て之が普及を計らんとし三十六年頃より年々飼養數を増加し如何なる種類の本村に適するやに付種々試験的に飼育し遂に「名古屋コーチン」の適當なるを認め之が飼養を奨勵し且三十九年に至り孵卵器を購入し種々苦心の結果遂に良成績を擧げ現今百數十羽を飼育せり又産卵より生ずる利益を貯蓄し現に百數十圓に上れり而して小學校に「名古屋コーチン」を寄贈して生徒をして養鶏並に貯蓄心の養成に力めしめ又各地を視察して長短相補ひ斯業の發達に資する所あり四十一年山口縣に於て開催の中國六縣畜産共進會に「レグホーン」及び「ミノルカ」を出陳し前者は二等賞及び賞金十圓後者は四等賞を得且二等賞に對し大阪新社より銅牌を得たり。(廣島縣佐伯郡砂谷村)

竹内節造君

四八 明石文次郎君

明治三十七年頃より斯業に志し飼育を創め三十八九年頃鶏四百羽内外飼養しつゝありしが近來卵價低廉と飼料の騰貴とにより收支相償はざるが爲め漸次縮少し現今にては親鶏八十羽雛鶏百二十羽位を飼育するに至れり之が爲め農家の養鶏思想を喚起し部内斯業の發達上裨益する所少からざりしと云ふ。(廣島縣佐伯郡平良村)

明石文次郎君

四九 秋山光雄君

君は幼より家畜を飼養することに多大の趣味を有し一家を經理するに當り多種多數の家畜を飼育し明治二十六年の頃なりき牛、馬、豚、犬、鶏、水禽、野鳥の類殆んど備らざるはなかりしと云ふ就中養鶏に最も力を注ぎ特に日清戰役後切に殖産の必要を認め廣大なる鶏舎を造り東京より三十七種類の種鶏を購入し盛に繁殖せし結果三十一年には一萬余羽の多きを數ふるに至れり由て再び鶏舎を増築し一方には廣く低價を以て種鶏を分譲し又種卵希望者には一人十個を限り無償にて分與せり之が爲め二十八年より三十三年頃には近郡大に洋鶏繁殖し二十七年頃一番の洋鶏二十

秋山光雄君

圓以上の高價なりしもの三十五六年の頃には僅に七八十錢に下落するに至れり之れ一には光雄君が種鶏種卵供給の便を開き蕃殖を奨励したる功與つて力ありしに由る、其後財界の趨勢と相伴ふて斯業に大頓挫を來せるに當り極力之が挽回に力め或は日露戰役益々斯業の發達を期し良種の蕃殖に苦心し種鶏の直輸入を謀り以て之が普及發達を勵み致々倦まざる功勞や實に大なりとす現今事務所二棟家畜舎十三棟飼育地面積凡一千八百坪種鶏五種凡二百羽雜種成鶏二百三十羽其他諸鳥凡一千餘羽を有せり。(山口縣佐波郡平良村)

五〇 早川兼知君

明治三十七年七月大阪商船會社出張所長となり下記の地に轉任するや養鶏の利益ある所以て鼓吹し懇切に指導勸誘の傍ら自ら飼育して範を示したる結果漸次斯業者を増加するに至れり而して良種卵を移入して之を分配飼育せしめ明治三十九年十一月同志と相謀りて伊豫家禽會を創設し其事業の一端として四十年四月家畜品評會を開催するや勸誘に努め七十餘點の出品を見るの盛況を呈せしめたり爾來同會員百卅四名に上り機關雜誌「家禽の友」を發刊し益々斯業の發達を期する等兼知君の如きは越智郡内養鶏の開拓者にして其の功勞少からずと云ふ。(愛媛縣越智郡今治町)

早川兼知君

五一 石倉丑之進君

石倉丑之進君

夙に養鶏業に志し人工孵化及び育雛法を大阪、名古屋地方に於て研究し明治三十八年七月同四年二月の兩回鶏舎數棟と運動場を建設し而して孵卵器及育雛器を備へ「黒色ミノルカ」名古屋コーチン二百數十羽を飼育し多年實驗と攻究を重ねたる結果本年二月完全なる圓形育雛器を案出し尙種禽の改良に意を注ぎ卵は稍々赤色を帯び卵量も十五乃至十八匁に上り卵殼厚きものは箱詰として市場に運搬するも破損するの憂なく良好なるを認めたりと云ふ其他養鶏業に盡瘁せしこと少からず。(愛媛縣周桑郡徳田村)

五二 秋山泰成君

秋山泰成君

君若實にして公共事業に盡瘁すること年久しく産業發達上貢獻せし事少なからず家禽業の如きも農家の副業として收利好望なるに着眼し明治十四年之が改良に着手し當時養鶏の稍々盛なりし高知、大分、岡山の各縣を調査し種々苦心の結果明治十九年備中より卵肉兼用の英國種たる俗稱薄毛種を購入蕃殖し種卵は極めて廉價を以て地方有志者に配付し普及を奨めたる結果著しく其

功を奏し明治二十二、二十三年頃は該種増殖し他縣より購入の爲め來郡するものあるに至れり然れども君は之を以て足れりとせず明治二十四五年頃に至り奸商の輩が雜駁なる洋種を以て農家を欺き奇利を貪るを憂ひ純良なる洋種二十餘種を移入飼育し成績良好なるものを選びて之を地方に配付し以て改良發達を圖りたる結果是等純良なる各種は地方一般に普及し斯業に貢獻したる功大なりとす。(愛媛縣宇摩郡中會根村)

五三 北島善太郎君

北島善太郎君

夙に斯業に志し失敗したること一再に止むらざるも初志を屈せず遂に細飼法を實行し一般農家に養鶏の有利なるを示し致々斯業の普及を計りつゝあり。(佐賀縣小城郡三日村大字三島)

五四 青山信太郎君

青山信太郎君

明治二十年出生地なる藤津郡八本木村濱尋常小學校訓導奉職中農家の副業として養鶏の利益尠少なざるを察し教職の傍ら時々村民の集會を開きて斯業は農家好箇の副業なるを唱導し在來の養鶏中優良のものを擇びて自ら監督の下に孵化蕃殖せしめ終に家禽畜飼養の社を設立し益々之

が改良發達に努め同村農家唯一の副業たらしめたり又明治三十六年五月多良尋常高等小學校に轉任せるや同村に於ても斯業の利を説て一般に相飼に適當する品種を選びて之を飼育せしめ専ら指導誘掖に勉めたる効空しからず遂に同村有志の協同する處となり多良村家畜飼養場を設置して其の主任となり盛に卵肉兼用の良種を飼養し從來は他より輸入を仰ぎし同村も今や却て他に輸出するの好成績を擧げ有利の一事業たるに至れり而して三十八年七月自費出張を請願して東京、千葉、長野、愛知、京都、大阪の三府三縣の斯業状況を視察し三十九年農事教育に付成績顯著なるものと認められ大日本農會總裁より其の功勞を表彰せられ四十年五月現任地吉田村に轉任せしが斯業の利を説くこと更に激はることなく熱誠指導の結果全村殆んど飼育せざるもの稀なるに至れり殊に四十二年四月より歩兵第四十六聯隊と特約し大野原假兵舎へ小學校兒童の飼育せし鶏及卵を納め利益の幾分は貯金を爲さしめ居れり信太郎君の如きは始終一貫斯業に對する功績實に大なりと謂ふべきなり。(佐賀縣藤津郡吉田尋常高等小學校訓導兼實業補習學校訓導)

八坂甚兵衛君

五五 八坂甚兵衛君

在來の飼養有利ならざるを認め明治二十七年より良種の種鶏を購入飼養し附近農家に種卵を供給し良種の飼育を奨めし功少からず。(佐賀縣三養基郡島橋町)

第四 家禽に關する法規

一 家禽業獎勵に關する農商務大臣の訓令

○農商務省訓令第八號

道 廳 府 縣

家禽飼養の事業は農家の副業として簡易に行はれ且又其の收益鮮少にあらざるを以て之が獎勵に就ては彙に屢々訓示する所あり近頃飼養者の増加を見るに至れるも其の生産は未だ需要を充たすとは能はず轉近海外より輸入する鶏卵の價額一年一百萬圓を越え尙且漸次増加するの景況を呈せり本邦家禽業の萎靡振はざる所以を察するに在來禽種は劣等にして採卵用又は肉用として不適當なると飼養管理方法の宜しからざるとに依り且飼養者が其の生産物を適當の價格を以て販賣するの難さに職由せざるに故に斯業の發達を企圖せむには之に従事する者をして販賣組合を設立せしめ共同して其の生産物を市場又は消費者に販賣せしめば仲介者に利益を壟斷せらるゝ弊なく能

農商務大臣の訓令

く各自の利益を増進することを得じ加^レ之^ノ新業に關し信用組合、購買組合、生産組合を設立せしめば資金の融通餘財の貯蓄家禽及飼料の購買機械の使用等に利便を得て新業は堅實に農家の副業と爲すことを得べし。

往時家禽の改良及其の飼養獎勵の唱導せらるゝや鶏一羽數十圓卵一類數圓の高價を以て購買する者あるに至り却て家禽業の發達を沮害せり今や農商務省は海外より種禽を輸入し之を蕃殖して漸次一般希望者に頒たむとす抑々家禽の貴ぶべきは實益的なるに在り決して種類の珍奇に非らず又姿體の美と羽毛の麗とに非らず要するに其純粹種なると雜種なるとを問はず卵の多産と肉の豐饒とに在るなり宜しく家禽業に關する産業組合の設立を獎勵するに際し家禽飼養の目的を愆る勿からしめ家禽業者をして既往の惡轍を履まず健全なる發達を遂げしむることを期すべし。

明治四十年四月二十九日

農商務大臣 松岡 康毅

二 家禽業に關する産業組合模範定款

農商務省農務局の調査に係る有限責任家禽購買販賣組合模範定款左の如し。

家禽業に關し産業組合の應用は信用組合販賣組合購買組合生産組合共に緊要なりと雖も茲には

家禽業に
關する
組合
定款

唯購買及販賣に關する有限責任組織の定款のみを示せり尙ほ已に公示したる各種の模範定款を參照すべし。

有限責任何々家禽購買販賣組合模範定款

第一章 總 則

第一條 本組合は左の事業を營むを以て目的と爲す

一 種禽種卵及養禽に必要なものを購買して之を組合員に賣却すること

二 組合員の委託を受け其の生産したる家禽卵及養禽副産物を販賣すること

第二條 本組合は有限責任何々家禽購買販賣組合と稱す

第三條 本組合の組織は有限責任とす

第四條 本組合の區域は何縣何郡何村何村及何村とす

第五條 本組合の事務所は之を何縣何郡何村何番地に置く

第六條 組合員たるものは本組合の區域内に住する年齢十五歳以上の男子又は女子にして養禽を爲す者に限る

第七條 組合員は本組合と同一の目的を有する他の組合に加入することを不得す

第四 家禽業に關する法規

第八條 組合員の持分は左の標準に依り之を定む

一出資額に相當する財産に對しては出資額に應じ算定す

二準備金に對しては拂込済出資累計額に應じ年度毎に之を算定加算す

三特別積立金に對しては組合より購買し及組合に委託して販賣したる物品の價格を合計したる金額に應じ年度毎に之を算定加算す

組合に損失ありたる時は之を填補したる組合財産の科目に對する前年度末に於ける持分に按分して控除し持分を算定す第十六條第二項に依り特別積立金を設備費の償却又は臨時の支出に使用したる場合に於て亦同じ

組合財産が出資額より減少したるときは出資口數に應じ持分を算定す

第二章 出資及準備金

第九條 出資一口の金額は金五圓とす

第十條 出資第一回拂込金額は一口に付金五十圓とす

第十一條 第一回拂込後は剰餘金より拂込に充つるもの、外組合員は出資各口に付毎年一月末及び七月末迄に各金十圓以上を拂込むことを要す

第十二條 産業組合法第十五條第二項第三號の事項に付ては毎年七月三十一日迄に一回に取纏めて記載を爲すものとす

第十三條 組合員其の出資の拂込を怠りたるときは期日後一日に付其拂込むべき金額の百分の一に當る過怠金を徴收す

第十四條 準備金の額は出資總額と同額とし其の額に達する迄毎事業年度の剰餘金三分の一以上を積立つるものとす

第十五條 加入金過怠金及第六十條に依り一部の拂戻を爲したる持分の殘額は之を準備金に繰り入るものとす

第十六條 剰餘金より準備金に積立つべき金額を控除したる殘額の少くとも二分の一は特別積立金として之を積立つるものとす

特別積立金は損失填補又は組合の事業に必要な設備費の償却に充つるものとす但し總會の決議に依り事業資金の融通其他に之を利用し又は臨時の支出に之を使用することを得

剰餘金より準備金特別積立金を控除して尙殘餘あるときは之を配當金と爲すものとす

第十七條 準備金は總會の承認を經たる銀行若は一個人に預入れ又は之を以て國債證券若しくは總

會の承認を経たる地方債券を買入れ又は總會の承認を経て事業資金に融通するの外他に之を利用する事を得ず

第三章 組合の機關

第十八條 本組合に理事三名監事二名を置く

理事は組合長一名を互選す

第十九條 理事の任期は三ヶ年とし監事の任期は二ヶ年とす但し再選を妨げず

補欠選舉により就任したる理事又は監事は前任者の任期を繼承す

理事及監事は任期満了後と雖も後任者の就職する迄仍其職務を行ふものとす

第二十條 辭任其他の事由に依り理事又は監事に欠員を生じたる時は通常總會を待つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補欠選舉を行ふものとす

總會が理事又は監事の解任を議決したる時は同時に其補欠選舉を爲すことを要す

第二十一條 總會は通常總會及び臨時總會の二種とす

通常總會は毎年一回一月之を開く

臨時總會は左の場合に於て之を開く

一 理事が必要と認めたる時

二 監事が産業組合法第三十四條により必要と認めたる時

三 總組合員五分の一以上より會議の目的及び招集の理由を示して請求したるとき

第二十二條 總會の招集は少くとも五日前に書面を以て組合員に之を通知することを要す

前項の通知書には招集者之に記名することを要す

第二十三條 總會は總組合員の半數以上出席するに非ざれば開會する事を得ず若し半數に満たざるときは十日以内に更に招集し出席したる組合員を以て開會す

前項の場合に於ける決議は出席したる組合員の過半數を以て之を爲す

理事及び監事の選任及び解任定款の変更除名解散及び合併の決議は總組合員半數以上出席し其の四分の三以上の同意あることを要す

第二十四條 總會の議長は組合長之に當る組合長事故あるときは理事の一人之に代る但し總會に於て必要と認めるときは出席組合員中より之を互選することを得

第二十五條 組合員は五人以上を代理して議決権を行ふ事を得ず

第二十六條 總會の決議録は理事之作り議長及び監事之に記名捺印することを要す

第四 家畜に関する法規

第二十七條 總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第二十八條 理事の内一名は有給とし其の他の理事及び監事は名譽職とす

理事及び監事は正當の理由なくして辭任することを得ず

第二十九條 本組合に書記何名を置き理事之を任免す

書記は理事及び監事の命を受け庶務に従事す

第三十條 理事は總會の決議を経て特別の技能あるものを協議員と爲すことを得

協議員は理事の諮問に答へ又は組合の事業に付理事に意見を開陳するものとす

第三十一條 本組合に世話掛何名を置き組合員中より之を委嘱す

世話掛は理事の指定に依り組合業務の執行上必要なる事務を掌るものとす

第四章 事業の執行

第三十二條 本組合の事業年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第三十三條 組合に餘裕金ある時は總會の承認を経たる銀行若は一個人に之を預入るものとす

第三十四條 事業執行に關する細則は理事之を定む

購買の部

第三十五條 本組合に於て購買する物品左の如し

一 種禽種卵

二 孵卵及び育雛用器具器械飼禽用器具器械

三 飼料藥品

四 其他總會の決議を経たる物品

第三十六條 組合員は理事の承諾を経るに非ざれば組合外より前條の物品を購買することを
得ず

第三十七條 理事は組合長の需要を調査し又は其注文に應じ第三十五條の物品を便宜購買するも
のとす

第三十八條 組合員に賣却する代價は市價を標準として理事之を定む

第三十九條 理事は必要あるときは時期を指定して組合員に注文物品の見積り代金の一部を提供
せしむることを得

第四十條 組合員組合より物品引渡しのお知らせを受けたる時は遅滞なく之を引取ることを要す

第四十一條 組合員は物品取引と同時に其の代金を支拂ふことを要す但し止むことを得ざる事由

あるときは六ヶ月を越えざる期間代金支拂の延期を請求することを得

前項但書の場合に於ては百圓に付何錢以内の於て理事の定めたる利息を附するものとす

第四十二條 理事代金支拂の延期を承諾する場合に於て必要ありと認むる時は組合員をして保證人を立てしむることを得

販賣の部

第四十三條 本組合に於て販賣する物品は家禽卵羽毛及び糞とす

第四十四條 組合員は理事の承諾を経るに非ざれば組合に委託せずして前條の物品を販賣することを不得

第四十五條 理事は組合員が物品を組合に差出すべき時期を指定することを得

第四十六條 組合が組合員より物品を受け取りたる時は其の數量及び品等を査定し理事之を組合員に通知するものとす

前項の査定の方法及び標準は豫め總會の決議を以て之を定む

第四十七條 組合員は其の賣却せむとする物品に付き代價又は賣却の時期を指定する事を得ず

第四十八條 組合員は物品を引き渡したる後は何時にても代金の假渡を請求することを得但し其

額は物品時價の十分の八以内の於て理事之を定む前項の假渡金に對しては百圓に付何錢以内に於て理事の定めたる日歩を支拂ふことを要す

第四十九條 本組合は組合員に拂渡すべき物品の代金に付總會の定めたる歩合金を收納す

第五十條 販賣したる物品の代金は組合に於て現金を受取りたる時と否とに拘はらず毎年六月末及十二月末の二期に分ち各品等に付之を計算し組合員が委託したる物品の數量に應じ之を分配す假渡を受けたる組合員に付ては前項の場合に於て差引計算をなすものとす

第五十一條 物品受取當期中に賣却する事能はざりし物品に付ては其の後に賣却したる同品等物品の代金中より先づ其の代金を分配するものとす

第五十二條 物品受取後の危険は組合の負擔とす

第五章 剩餘金處分及び損失填補

第五十三條 剩餘金は準備金及び特別積立金に積立つべき金額を控除したる後に非ざれば之を組合員に配當することを不得

前項の配當は其年度に於て組合より購買し及び組合に委託して販賣したる物品の價格を合計したる金額に應じて之を爲すものとす

第五十四條 損失の填補は先づ特別積立金を以てし次に準備金を以てす

第六章 加入及脱退

第五十五條 新に組合員たらしむとする者は毎年十二月中に申込書に加入金二十銭を添へ理事に差出す事を要す

理事前項の申込を承諾したる時は其の旨加入者に通知し出資第一回の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載をなすことを要す

第五十六條 組合員其の持分を譲渡せむとするときは理事の承諾を経ることを要す

持分の譲受人組合員に非ざる者なるときは加入金及び出資の拂込を爲さしめざるの外前條の規定を準用す

第五十七條 組合員脱退せむとするときは少くとも其の事業年度末六ヶ月前に其旨理事に豫告することとを要す

第五十八條 死亡に因り脱退したる組合員の相続人が直に加入の手續を爲したるときは組合は被相続人に對する持分の拂戻計算を爲さずして之を被相続人と同一の權利を有し義務を負ふものと看做す此の場合に於ては加入金を差出すことを要せず

第五十九條 組合員左の事由の一に該當するときは總會の決議により之を除名す

- 一、出資の拂込又は購買物品の代金の支拂を怠り期限後一ヶ月以内に其義務を履行せざる時
- 二、組合員より購買したる物品を轉賣したるとき
- 三、自己の生産したるものに非らざる物品の販賣を委託したるとき
- 四、第三十六條又は第四十四條の規定に違背し物品を購買又は販賣したるとき
- 五、組合の事業を妨ぐる所爲ありたるとき
- 六、犯罪其の他の所爲により信用を失ひたるとき

第六十條 組合脱退の場合に於ける持分の拂戻は其の拂込出資額に止まるものとす但し死亡禁治産其の他總會に於て止む事を得ざるものと認めたる事由に因り脱退したる組合員には其の持分の全部を拂戻すものとす除名若くは轉住の爲又は死亡の爲脱退したる組合員に拂戻すべき持分は脱退當時の財産に依り是を定む此の場合に於ける轉住又は死亡の爲脱退したる組合員に對しては拂込出資額及び前年度末に於ける準備金及び特別積立金に對する持分に相當する金額を拂戻すものとす但し第五十八條の場合に於ては此の限りに在らず

第七章 組合の解散

第四 家畜に関する法規

第六十一條 本組合解散したる時は理事其清算人となる

第八章 附 則

第六十二條 本組合設立當時の理事及監事を定むると左の如し但し第一回通常總會に於て改選す

理 事	何	某
理 事	何	某
監 事	何	某
監 事	何	某

第五 農商務省種禽種卵拂下手續

○農商務省令第一號

種禽種卵拂下規程左の通相定む

明治四十年三月二日

農商務大臣 松 岡 康 毅

種禽種卵
拂下規定

一 種禽種卵拂下規程

第一條 種禽及び種卵を拂受けしと欲する者は第一號様式の願書に依り種牛牧場長に出願すべし

第二條 拂下ぐべき種禽及び種卵の種類は農商務大臣之を告示す

第三條 拂下ぐべき種禽及び種卵の代金左の如し

- 一、種 禽 孵化後二ヶ月以上三ヶ月未満ノモノ 一羽に付 金一圓五十錢以内
- 一、種 禽 孵化後三ヶ月以上四ヶ月未満ノモノ 一羽に付 金二圓五十錢以内
- 一、種 禽 孵化後四ヶ月以上 一羽に付 金三圓乃至七圓
- 一、種 卵 一箇に付 金十五錢以内

第四條 出願者一人に拂下ぐべき種禽及び種卵は一回に付各一種類とし種禽に在りては雄一羽雌

二羽を種卵に在りては六個を超ゆることを得ず
種牛牧場長は政府の設立したる學校及び農事試験場、道廳、府縣郡、市町村、又は之に準ずべきもの又は其設立したる學校、農事試験場、農事講習所、種畜場及び農會の出願其他公益事業の爲必要なりと認めたる出願に對しては前項の制限に依らざることを得

第五 農商務省種禽種卵拂下手續

第五條 種牛牧場長 出願を許可したるときは種禽及び種卵の種類、數量、代金及び其納付期限並に引渡の期間を指定し之を出願者に通知すべし

出願者前項の通知を受けたるときは代金納付期間迄に拂下代金に相當する収入印紙を第二號様式に依る納付書に貼付し消印を爲さずして之を納付すべし但し郵便に附するときは書留にて差出すべし

種牛牧場長納付書を收受したるときは之を調査し種禽及び種卵の引渡と同時に納付書の紙面と貼付印紙の彩紋とに掛け消印を押捺すべし

第六條 拂受人前條第二項に依り代金を納付したるときは種禽及び種卵の引渡期間内に第三號様式に依る受領書を差出し其引渡を受くべし

第七條 拂受人種禽及び種卵の輸送を受けんと欲するときは第三號様式に依る種禽及び種卵の受領書と共に第四號様式に依る託送請求書を差出すべし

前項輸送に要する荷送費及運搬費は拂受人の負擔とし輸送を引受たる者に之を支拂ふべし輸送を引受たるものに種禽及び種卵の交付を爲したるときは引渡を了したるものとす

第八條 拂受人は何等の事由を問はず納付期間迄に拂下代金を納付せず又は引渡期間内に種禽及

種卵の引渡を受けざるるときは拂下の許可は其の効力を失ふ

第九條 種牛牧場長に於て必要と認めたるときは拂受人に通知して引渡の期間を變更することを得

第十條 拂受人は引渡を受けたる後に於て種禽及種卵の疾病、斃死損傷又は瑕疵を發見したるときは代金の返還又は減額代物の交付又は損害の賠償を求むることを得ず

第十一條 拂受人は左の各號を遵守すべし

- 一、前年に於ける拂受けたる種禽及種卵の孵化蕃殖及發育の状況を記載したる報告書を毎年一月三十一日迄に種牛牧場長に差出すべし
- 二、家禽の飼養管理及改良に關し農商務大臣又は種牛牧場長より諮問ありたるときは速に答申すべし

第一號様式の一

種禽拂下願

一 第一希望

一 何種 種禽 雄 孵化後何個月 一羽

第五 農商務省種禽種卵拂下手續

附 録

一六

一何種 種禽 雌 孵化後何個月 二羽
右何種の拂下の受くること能はざるときは次の種禽を拂下げられたし

一第二希望

一何種 種禽 雄 孵化後何個月 一羽

一何種 種禽 雌 孵化後何個月 二羽

前同断

以下前項に準じ順次之を記載すべし

右種禽種卵拂下規程を遵守致候間 御拂下相成度此段相願候也

住所職業

年 月 日

氏

名印

種牛牧場長宛

(注 意)

一 種禽種卵拂下規程第七條に依り種禽の輸送を受けしと欲する時は其の旨願書に記載すべし
一 種禽及種卵を同時に拂受けしと欲するときは願書を各別に調製すべし

第一號様式之二

種卵拂下願

一第一希望

一何種 種卵 何個

右何種の拂下を受くること能はざるときは次の種卵を拂下げられたし

一第二希望

一何種 種卵 何個

前同断

以下前項に準じ順次之を記載すべし

右種禽種卵拂下規程を遵守致候間 御拂下相成度此段相願候也

住所職業

年 月 日

氏

名印

種牛牧場長宛

(注 意)

第五 農商務省種禽種卵拂下手續

一七

附 録

一八

一種禽種卵拂下規程第七條に依り種卵の輸送を受けむと欲するときは其旨願書に記載すべし
一種禽及種卵を同時に拂受けむと欲するときは願書は各別に調製すべし

第二號様式

種禽(又は種卵)拂下代金納付書
一 何圓何十錢也

明治何年何月第何號を以て拂下許可相成候種禽何羽(又は種卵何個)の拂下代金として納付候也

年 月 日

住 所
拂受人 何

某印

收入印
紙貼付

種牛牧場長宛

注 意

一 拂下代金納付書は種禽と種卵とに付各別に調製し收入印紙も各別に貼付すべし
一 收入印紙は消印すべからず

第三號様式

拂下種禽(又は種卵)受領書

一 何種 種禽 雄 孵化後何個月 何羽
一 何種 種禽 雌 孵化後何個月 何羽
又は
一 何種 種禽 何個

右正に受領候也

年 月 日

住 所
拂受人 何 某印

種牛牧場長宛

(注 意)

一 受領書は種禽と種卵とに付各別に調製すべし

第四號様式

託送請求書

種禽 何羽

第五 農商務省種禽種卵拂下手續

一九

附 録

一 種 卵
又は
何 個

右は明治何年何月第何號を以て拂下許可相成候處種禽種卵拂下規程第七條に依り輸送相受度候間御所に於て適當と御認め御認め運送業者をして荷造費運搬費等總て到着拂を以て輸送せしめられ度此段請求致候也

年 月 日

種牛牧場長宛

住 所
拂受人 何

某印

(注 意)

一 託送請求書は種禽と種卵とに付各別に調製すべし

二 種禽種卵拂下に關する心得

種禽種卵
拂下に關
する心得

○農商務省告示第三百十號
種卵種卵拂下に關する件左の通相定む

明治四十二年七月五日

農商務大臣 男爵 大 浦 兼 武

一 種禽種卵拂下規程に依り差出へる書類は月寒種畜牧場溢谷分場に之を提出すべし

二 種禽は當分の内種禽種卵拂下規程第四條第一項の制限内に於て政府の設立したる學校農事試驗場農事講習場種畜場又は之と同等以上の設備を有する者に限り之を拂下ぐ

三 拂下ぐべき種禽及び種卵の種類左の如し

- 一 單冠褐色レグホーン
- 一 單冠白色レグホーン
- 一 黑色ミノルカ
- 一 アンデルシヤン
- 一 金色紋斑ハムパーク
- 一 銀色紋斑ハムパーク
- 一 黑色ハムパーク
- 一 連斑プリマウスロツク
- 一 白色プリマウスロツク
- 一 金色ワイヤンドツト
- 一 白色ワイヤンドツト
- 一 銀色ワイヤンドツト
- 一 パフ色オーピントン
- 一 黑色オーピントン
- 一 ラングシヤン
- 一 淡色ブラマ

四 拂下げたる種禽及び種卵の引渡は月寒種畜牧場溢谷分場に於て之を行ふ

第五 農商務省種禽種卵拂下手續

附錄

明治四十年農商務省告示第三十七號は之を廢止す

133

實業副業養雞附錄終

明治四十三年八月廿七日印刷
明治四十三年八月三十日發行

實業副業養雞與附
正價金壹圓

編纂者

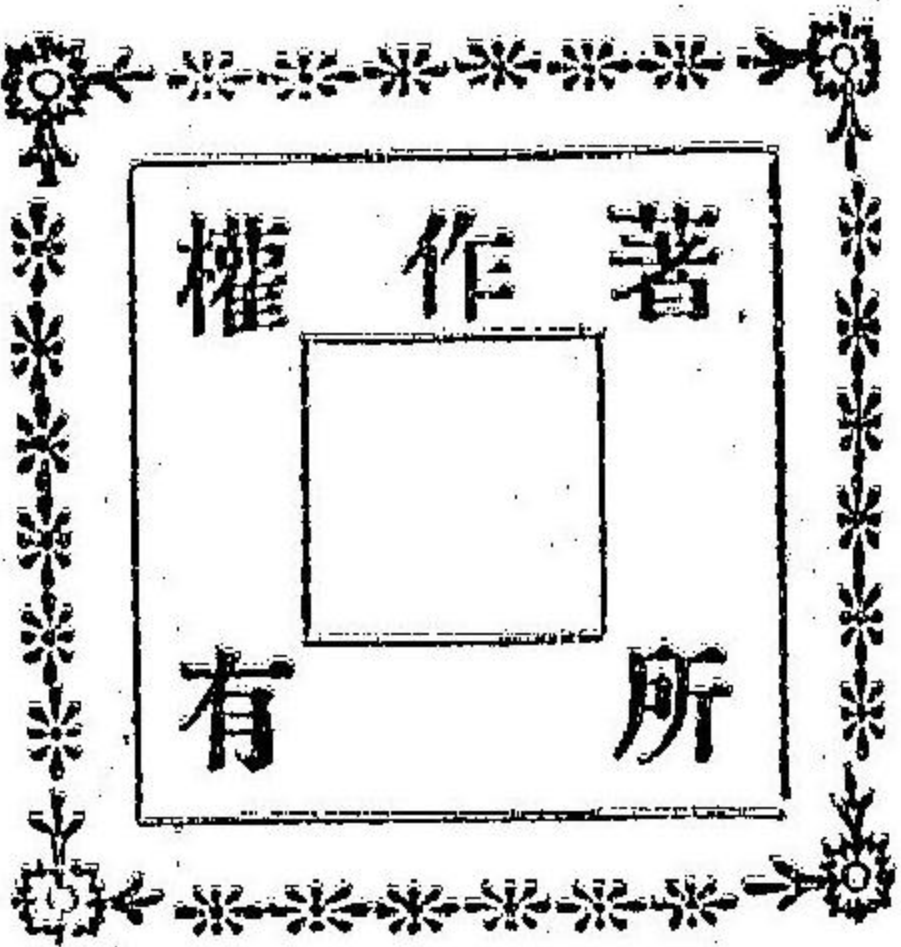
中村千代松

發行人兼
印刷所

東京市日本橋區箱屋町十四番地
竹澤章

印刷所

東京市日本橋區箱屋町十五番地
丸山舍印刷部



發行所

丸山舍書籍部
(特)電話本局二〇八五番
振替附金口座 五八九二番

丸山舎發賣書籍目錄

東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 第一編 繭と絲 送料三十錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 第二編 繭と乾繭 送料四十錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 第三編 機械と用水 送料四十錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 第四編 煮繭と練絲 送料四十錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 第五編 揚返と束裝 送料四十錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 第六編 經營と管理 送料四十錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 第七編 繭の製絲 送料四十錢	製絲教範吉田三澄先生著【訂正再版】 製絲讀本 送料二十錢	佐々木長淳先生著【最新刊】 微粒子病の顛末 送料二十錢	平谷清壽先生著【大増補再版】 將來の東北 送料二十錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 第一二宮翁夜話 送料四十錢	高山社製繭部三澤慶次先生著【最新刊】 對策標準表 送料二十錢	佐々木博士原田渡邊武先生著【最新刊】 蠶組經過掛圖 送料二十錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【訂正再版】 蠶益蠶經過圖 送料四十錢
---	--	---	---	---	---	--	------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	---	--------------------------------------	---------------------------------------	--

丸山舎發賣書籍目錄

東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【第四版】 養蠶教科書 送料各八錢	東京農業講習所製絲部技手松下三郎先生著【第七版】 養蠶唱歌 送料五錢	從五位遠水殿曹先生修補、佐野瑛先生著 大日本蠶史 送料各八錢	高山社長町田菊治郎先生著【第六版】 高山社養蠶法 送料各八錢	前松本農業講習所講師久保田松吉先生著【增補第四版】 秋蠶の奧義 送料各八錢	前宮崎縣農林學校教諭馬場由先生著 育蠶家指針 送料各八錢	京都府立農林學校教諭磯部龍次先生著 春蠶飼育案内 送料各八錢	足立養蠶講習所長江藤三先生著【三版】 氣象と養蠶 送料各八錢	農學博士石渡繁胤先生校岡山田畑二先生著 蠶之飼育 送料二十錢	農學博士大森順道先生校岡中曾根曾太郎先生著 蠶兒免疫論 送料各八錢	元清國湖北武昌農務學堂教習峰村喜藏先生著【再版】 清國蠶絲業大觀 送料各八錢	清國順德廳農務課長松永伍作先生著 南清之多化蠶 送料各八錢	佐々木長淳先生著 支那蠶書萃編 送料各八錢	農學士中村彦先生著 柞蠶絲輸入税率増減問題 送料各八錢
--	--	--------------------------------------	--------------------------------------	---	------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--	-------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

丸山發賣書籍目錄

<p>養蠶講義 農學士石渡繁胤先生校閱丹羽四郎先生著 正價二十五錢 送料二錢</p>	<p>蠶體生理 農學士石渡繁胤先生校閱池田榮太郎先生著 增補版 正價四十五錢 送料十二錢</p>	<p>蠶軀驅除法 京都農學講習所技手荒木武雄先生著 再版 正價五十五錢 送料六錢</p>	<p>日本蠶病消毒法 農學講習所技手池田榮太郎先生著 增補七版 正價四十五錢 送料八錢</p>	<p>實驗蠶病消毒法 農學講習所技手土屋善岩澤平介爾先生著 四版 正價三十五錢 送料六錢</p>	<p>蠶病消毒法 農學講習所技手松田昌雄池田榮太郎先生共著 三版 正價三十五錢 送料六錢</p>	<p>蠶種製造論 農學講習所技手長木村九藏先生校閱折茂佳平先生著 增補五版 正價三十錢 送料四錢</p>	<p>蠶種檢查提要 農學士林藤作先生校閱吉池正先生著 正價四十五錢 送料四錢</p>	<p>蠶兒硬化病論 農學士林藤作先生校閱永井非環山崎新太郎先生著 正價四十錢 送料四錢</p>	<p>秋蠶原論 農學士石渡繁胤先生著 正價三十錢 送料四錢</p>	<p>秋蠶之秘訣 相馬愛藏先生著 增補六版 正價二十錢 送料二錢</p>	<p>秋蠶飼育法 相馬愛藏先生著 增補五版 正價七十五錢 送料二錢</p>	<p>蠶種製造論 相馬愛藏先生著 增補五版 正價六十錢 送料六錢</p>
---	---	---	--	---	---	---	---	--	--	---	--	---

丸山發賣書籍目錄

<p>農作物栽培全書 農學士原田東一郎先生著 再版 正價四十五錢 送料八錢</p>	<p>歐米蠶業視察談 農學講習所技手今西武次郎先生著 正價二十錢 送料二錢</p>	<p>大日本蠶絲業家人名錄 生絲検査所技手今西武次郎先生著 正價廿五錢 送料四錢</p>	<p>新年演說 大澤亨先生編 正價十五錢 送料二錢</p>	<p>織度檢出表 農學講習所技手長從五位連水原曾先生著 正價廿五錢 送料二錢</p>	<p>座繰製絲法 農學士石渡繁胤先生著 再版 正價二十錢 送料二錢</p>	<p>簡易蠶桑問答 農學講習所技手小田野助先生著 正價八錢 送料二錢</p>	<p>日本肥料篇 鈴木片山農學士校閱高田喜三郎先生著 再版 正價四十五錢 送料八錢</p>	<p>耕地整理論 農學士伊藤博藏先生著 再版 正價六十五錢 送料八錢</p>	<p>土性論 農學士石井新太郎先生著 正價七十五錢 送料八錢</p>	<p>接木法 實地應用 增補七版 正價十五錢 送料二錢</p>	<p>本邦農民救濟策 丸山會館編輯部所著 三版 正價二十錢 送料二錢</p>	<p>蠶絲獨習秘書 生絲検査所技手地枝榮治先生著 正價十五錢 送料四錢</p>	<p>蠶絲提要 生絲検査所技手地枝榮治先生著 正價八錢 送料四錢</p>
--	--	---	--	---	--	---	--	---	---	--	---	--	---

丸山舎發賣書籍目錄

<p>繅絲の枝折 高田竹藏先生監修 正價 二角五分 送料 二角</p>	<p>生絲貿易の變遷 橋本重兵衛先生著 口繪寫真版六枚 送料 二角</p>	<p>外生絲産額及市價累年對照表 秋田縣長坂又兵衛先生著 精圖五十個 送料 二角</p>	<p>桑樹春切仕立法 深澤利重先生著 正價 八角 送料 二角</p>	<p>日本蠶業論 島崎藤村著 正價 十五錢 送料 二角</p>	<p>蠶事報告 丸山舎編輯部編輯 第十七號まで 送料 二角</p>	<p>養蠶便覽 丸山舎編輯部編輯 送料 二角</p>
<p>蠶のひかひ 丸山舎編輯部編輯 送料 二角</p>	<p>桑提要 丸山舎編輯部編輯 送料 二角</p>	<p>春蠶豐作法 丸山舎編輯部編輯 送料 二角</p>	<p>四化蠶飼育法 丸山舎編輯部編輯 送料 二角</p>	<p>蠶界名士の肖像 丸山舎編輯部編輯 送料 二角</p>	<p>大國主命尊像 丸山舎編輯部編輯 送料 二角</p>	<p>松下村塾養蠶圖 丸山舎編輯部編輯 送料 二角</p>

丸山舎發賣書籍目錄

<p>通蠶桑鑑 丸山舎編輯部編輯 正價 三十五錢 送料 四角</p>	<p>風穴論 丸山舎編輯部編輯 正價 十五錢 送料 二角</p>	<p>なちゆるる養蠶法 丸山舎編輯部編輯 正價 十五錢 送料 二角</p>	<p>中外蠶業事情 丸山舎編輯部編輯 正價 十二錢 送料 二角</p>	<p>農家のみやげ 丸山舎編輯部編輯 正價 十五錢 送料 二角</p>	<p>蠶桑精華 丸山舎編輯部編輯 正價 十五錢 送料 二角</p>	<p>實驗養蠶法 丸山舎編輯部編輯 正價 十五錢 送料 二角</p>
<p>霜害豫知研究談 丸山舎編輯部編輯 正價 二角 送料 二角</p>	<p>春蠶飼育標準表 丸山舎編輯部編輯 正價 二角 送料 二角</p>	<p>夏蠶飼育標準表 丸山舎編輯部編輯 正價 二角 送料 二角</p>	<p>秋蠶飼育標準表 丸山舎編輯部編輯 正價 二角 送料 二角</p>	<p>養蠶日誌 丸山舎編輯部編輯 正價 二角 送料 二角</p>	<p>養蠶日誌 丸山舎編輯部編輯 正價 二角 送料 二角</p>	<p>養蠶日誌 丸山舎編輯部編輯 正價 二角 送料 二角</p>

丸山舎發行書籍目錄

小杉天外先生作 小 草 紙數六百九十頁 送料十二圓	小杉天外先生作 コ ン プ シ 全三冊 送料各十二圓	澤先生輯校 白 夜 集 送料八圓	川井運吉先生著 歌 論 類 纂 定價三十五圓 送料四圓	青柳有美先生著 有 美 道 紙數三百七十五頁 送料四十五圓	青柳有美先生著 中 學 罵 倒 論 送料三十五圓	青柳有美先生著 女 學 生 生 理 金銀クローム製 送料二十五圓	青柳有美先生著 了 翁 禪 師 略 傳 送料二十圓	青柳有美先生著 自 然 の 心 園 木版五十六頁 送料六圓	大澤院判事法學士馬場滋治先生校訂 債 務 者 顧 問 第二版 送料六圓	法學博士江米東先生問法學士岩崎勲若崎勝三郎先生著 改 正 刑 法 問 答 送料六圓	青柳有美先生著 練 膽 操 術 送料二十五圓
---	--	-------------------------------	---	---	---------------------------------------	--	--	---	---	--	-------------------------------------

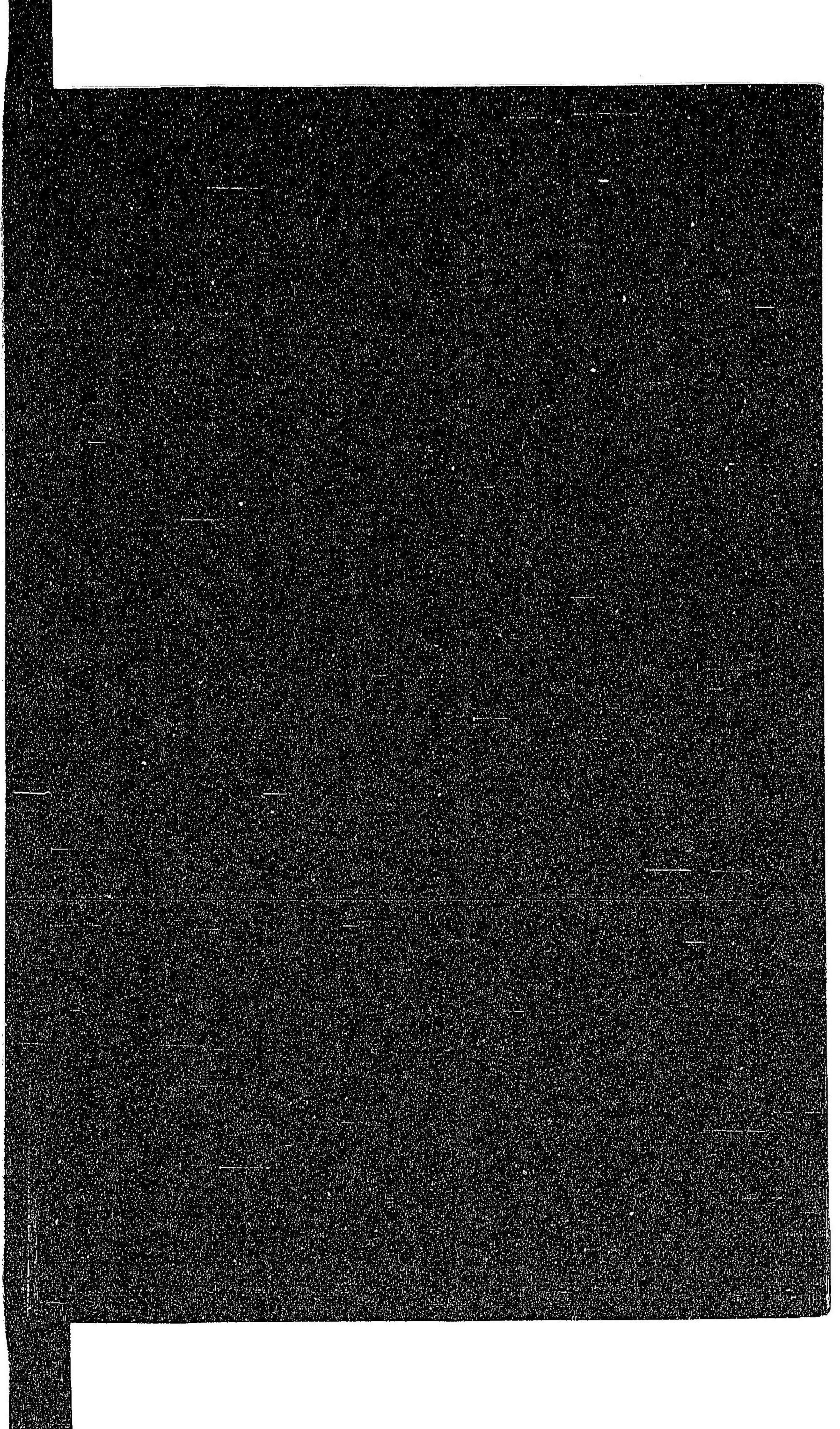
丸山舎發賣書籍目錄

石田孫太郎先生著 嫉 妬 の 研 究 送料四圓	東京皮膚科醫院長増田勇先生著 癩 病 と 社 會 問 題 送料二十五圓	醫學博士佐藤得壽先生監修 腦 神 經 衰 弱 療 法 送料六十圓	醫學博士大瀧實明先生監修 生 殖 器 篇 送料五十圓	醫學博士大瀧實明先生監修 妊 産 婦 篇 送料六十圓	衛生新聞編輯局編纂 男 女 美 容 篇 送料六十圓	今泉彦先生本問女子女史監修 日 用 生 活 篇 送料四圓	醫學博士布鹿境之助先生監修 養 生 篇 送料六圓	醫學博士田中友治先生監修 皮 膚 病 篇 送料四圓	醫學博士山根正次先生監修 色 情 と 青 年 送料八圓	井土鑑山先生著 大 箱 根 山 送料三十圓	相馬愛蔵先生著 東 京 の 商 業 送料三十圓
--------------------------------------	--	---	---	---	--	---	---------------------------------------	--	--	------------------------------------	--------------------------------------

出版書肆

丸山舎書籍部

328
349



328
349

064780-000-2

328-349

実験副業養鶏

石崎 芳吉/述

M43

CCD-0231



36 10.23